

第9期
羅臼町高齢者保健福祉計画・
羅臼町介護保険事業計画
《令和6年度～令和8年度》



令和6年3月
羅臼町

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エスディーゼーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際社会全体の共通目標で、多岐にわたる17の目標と169のターゲットが設定されており、令和12年までの達成を目指すものです。

羅臼町では、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでおり、この計画の推進に関連する目標としては、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」が挙げられます。

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 法令等の根拠 | 2 |
| 3. 関連計画との位置付け | 3 |
| 4. 計画の期間 | 3 |
| 5. 計画の策定体制 | 4 |
| 6. 北海道との連携 | 4 |
| 7. 日常生活圏域の設定 | 4 |
| 8. 国の基本指針 | 5 |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状 | 6 |
| 1. 人口の状況 | 6 |
| 2. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要 | 9 |
| 3. 在宅介護実態調査結果の概要 | 16 |
| 第3章 第8期計画の実施状況 | 21 |
| 1. 高齢者保健福祉計画の実施状況 | 21 |
| 2. 介護保険事業計画の実施状況 | 22 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 28 |
| 1. 基本理念 | 28 |
| 2. 基本目標 | 29 |
| 3. 施策体系 | 30 |
| 第5章 施策の展開 | 31 |
| 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進 | 31 |
| 基本目標2 安心して暮らせる地域社会の実現 | 34 |
| 基本目標3 生きがいに満ち、誰もが活躍できる地域社会の実現 | 43 |
| 第6章 第9期介護保険事業計画 | 45 |
| 1. 介護保険事業の制度改正について | 45 |
| 2. 将来推計 | 46 |
| 3. サービス見込量の推計 | 49 |
| 4. 介護保険料の算定 | 54 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第7章 計画の推進に向けて | 58 |
| 1. 保健・医療・福祉の連携体制の構築 | 58 |
| 2. 行政等の体制 | 58 |
| 3. 計画の普及・啓発 | 58 |
| 4. 介護保険事業の円滑な推進 | 59 |
| 5. 計画の推進管理 | 60 |
| 資料編 | 61 |
| 羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 | 61 |
| 羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 | 62 |
| 策定経過 | 62 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

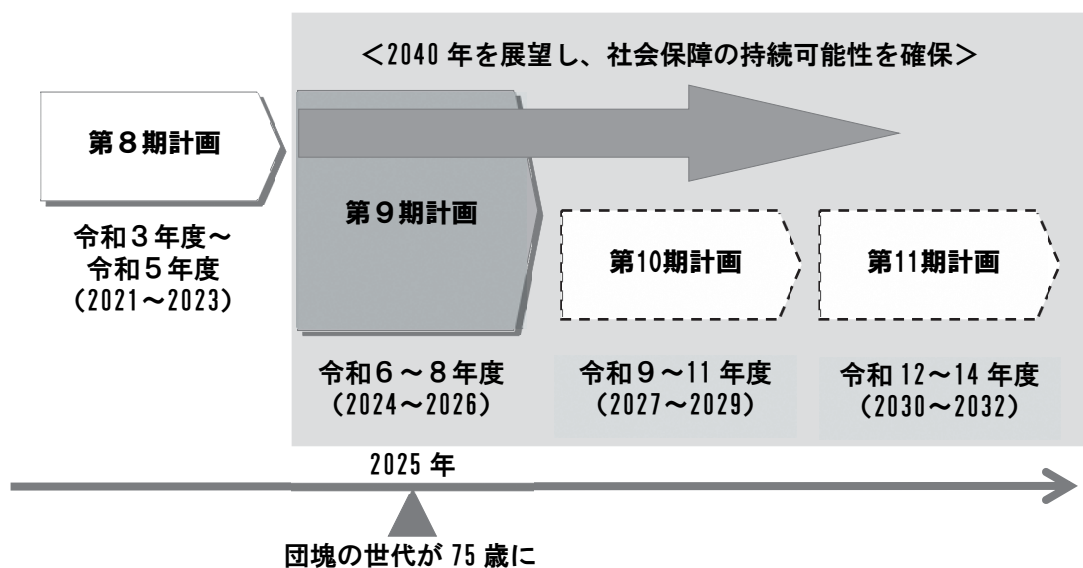
わが国では、平成12年に介護保険制度がスタートし、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として定着しています。介護保険制度は、自立支援を理念とする利用者本位の制度で、かつ、多様な主体からのサービスを選択できるものであり、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による制度です。

介護保険制度は高齢者の増加に比例して給付費も増大し、3年の計画期間ごとに報酬改定や制度の見直しが図られています。これまでの大きな制度改正としては、第3期より予防重視型システムへの転換が図られ、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設など、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が行われてきました。

このような状況のもと、令和3年度～令和5年度を計画期間とする第8期羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムをより深化させるとともに、地域の実態把握・課題分析を通じた「地域マネジメント」の推進、自立支援や介護予防に向けた様々な取組、また、国が推進する一億総活躍社会の推進に向けて、介護を理由にやむを得ず離職しなければならない方、いわゆる介護離職者をなくすような取組を進めてきました。

第9期羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画では、第8期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、地域共生社会の実現と制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組の強化を図るものです。

■第9期介護保険事業計画の位置付け



2. 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法（第20条の8）の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法（第117条）の規定に基づく「介護保険事業計画」です。

高齢者保健福祉計画は、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者保健福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は老人福祉計画に包含されるものです。

この2つの計画は、密接な関係をもった計画であり、調和が保たれたものでなければならぬため、一体的に策定します。

高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

介護保険事業計画

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

＝根拠法令（抜粋）＝

老人福祉法

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

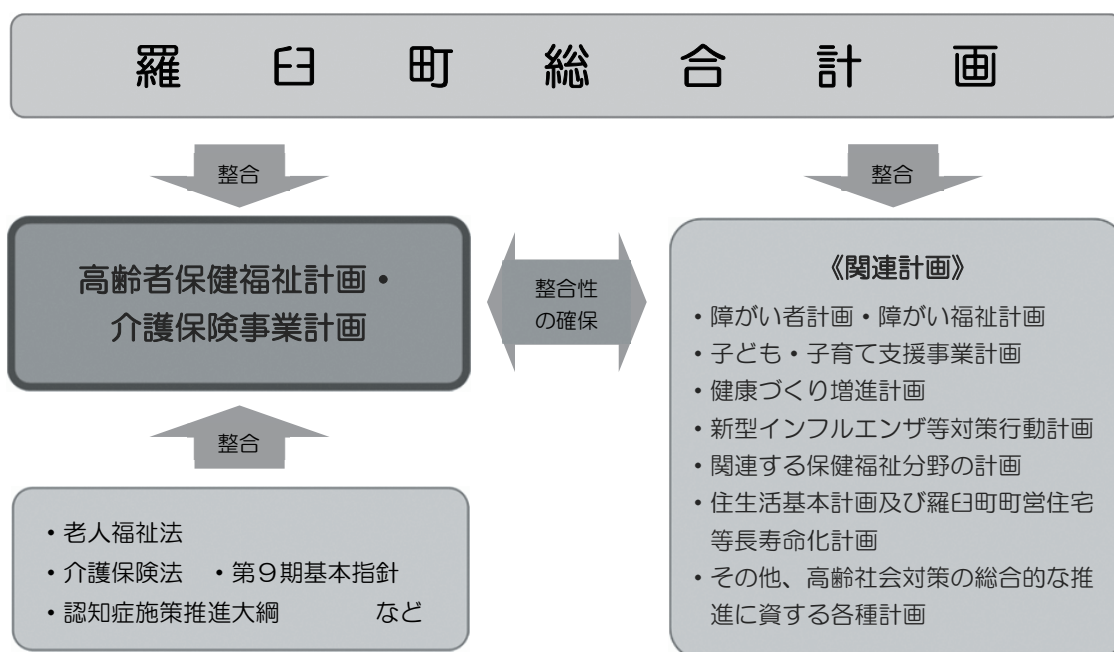
6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3. 関連計画との位置付け

この計画は、「羅臼町総合計画」を上位計画とし、その高齢者福祉に関する個別計画に位置付けられ、羅臼町における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などを目指して策定するものです。

計画の策定にあたっては、関連する計画等との整合性に配慮するとともに、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえた取組を推進します。

■ 関連計画との関連性のイメージ



4. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、計画期間の最終年度である令和8年度に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

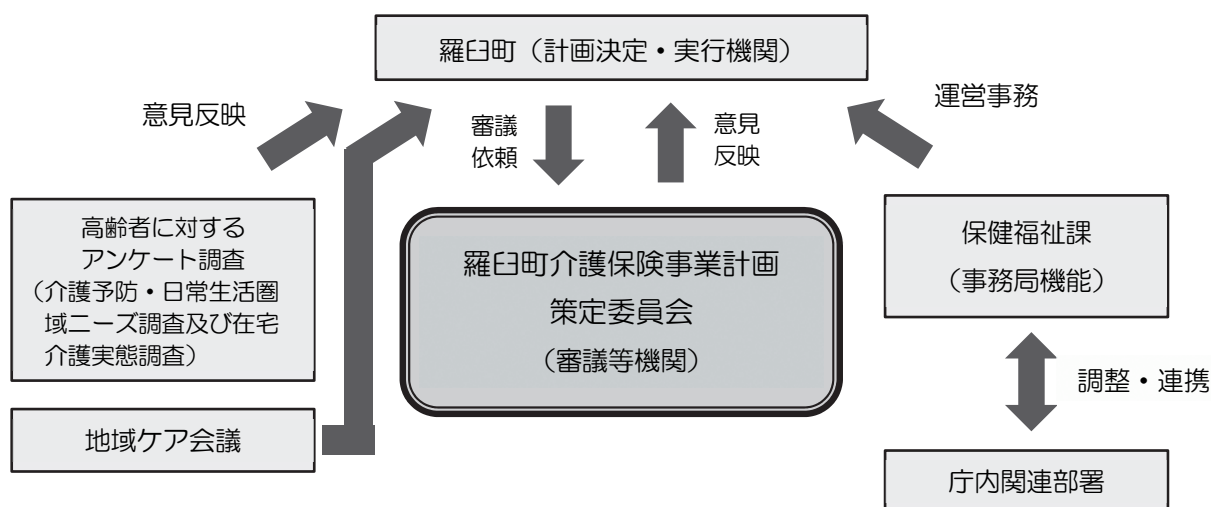
| 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 第8期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 | | | | | | | | |
| | | 見直し | 第9期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 | | | | | |
| | | | | | 見直し | 第10期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 | | |

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと、計画の原案づくりを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、高齢者に対するアンケート調査を実施します。

また、町民の意見を反映させるため、社会福祉協議会、町内会、福祉関係者、ボランティア関係者等の構成による「羅臼町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

■計画策定体制のイメージ



6. 北海道との連携

計画の策定にあたっては、介護サービスの広域的調整や地域医療構想との整合性に関して北海道と連携を図ります。また、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を用いた課題分析及び取組の検討、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいに関する情報共有、ICT等の活用等による事務手続きの簡素化についても北海道と連携を図ります。

7. 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画から、高齢者の自立した生活を支援する単位として日常生活圏域の設定が義務付けられ、本町では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、人口規模、道路の連絡性、医療福祉施設の設置状況等から、本町全域を1つの日常生活圏域として設定しました。

現在でも、地域の状況に大きな変化はみられず、町内の高齢者を公平に支援していくという視点に立って、この計画においても本町全域を1つの日常生活圏域と設定します。

8. 国の基本指針

第9期介護保険事業計画においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年を展望しながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置付けとなることが求められます。

■第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会（介護保険部会 第107回）資料より

第2章 高齢者を取り巻く現状

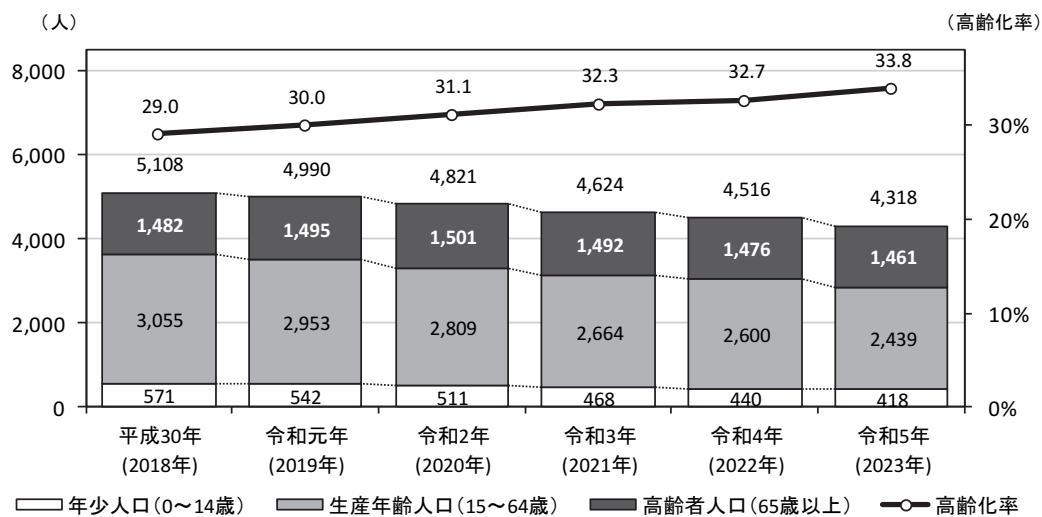
1. 人口の状況

(1) 総人口等の推移

本町の総人口は、平成30年の5,108人から令和5年は4,318人となっており、790人（15.5%）の減少となっています。そのような中、高齢者人口は令和2年まで増加していましたが、令和3年から減少に転じており、令和5年は1,461人となっています。

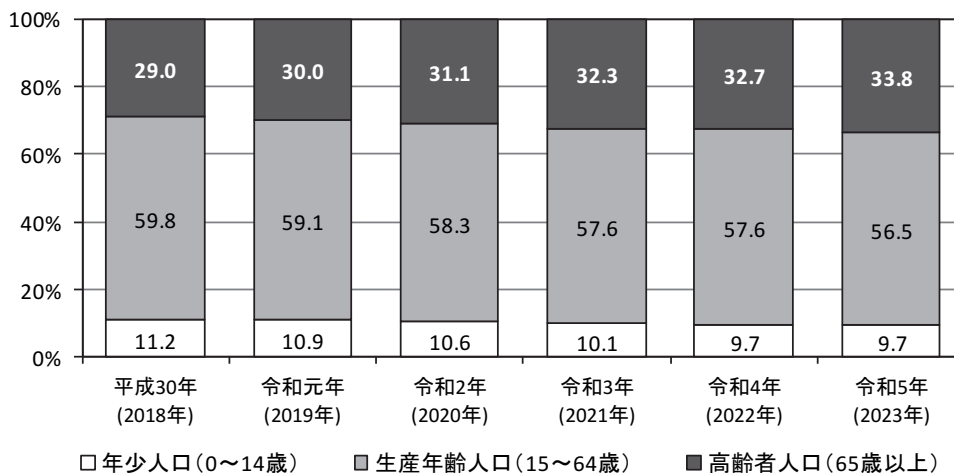
高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は上昇を続けており、令和5年の高齢化率は33.8%の状況です。

■ 総人口、年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



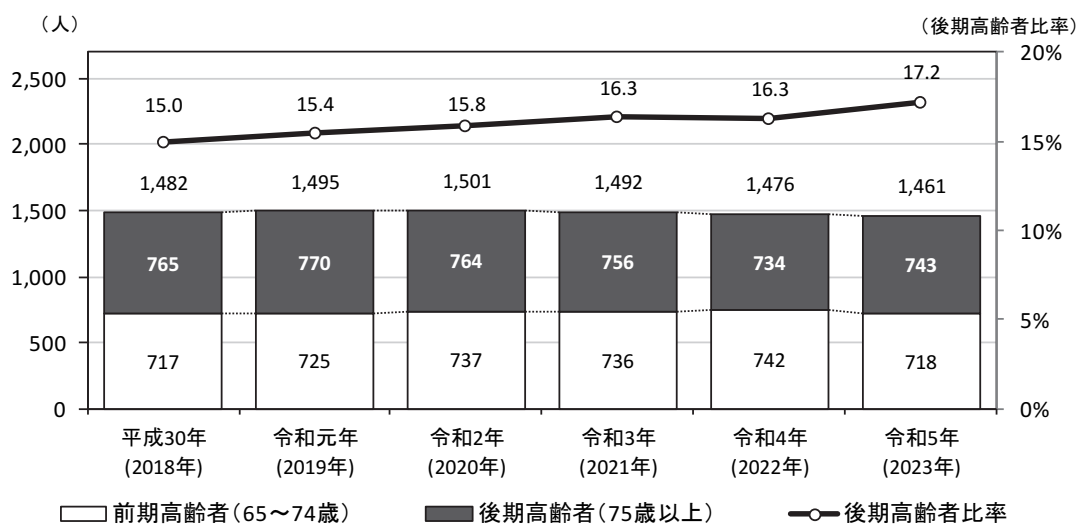
[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和4年まで微増でしたが令和5年には減少しており、後期高齢者（75歳以上）は令和2年から減少傾向で推移しています。

また、後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者人口の割合）は上昇を続けており、令和5年には17.2%となっています。

■ 高齢者人口の推移

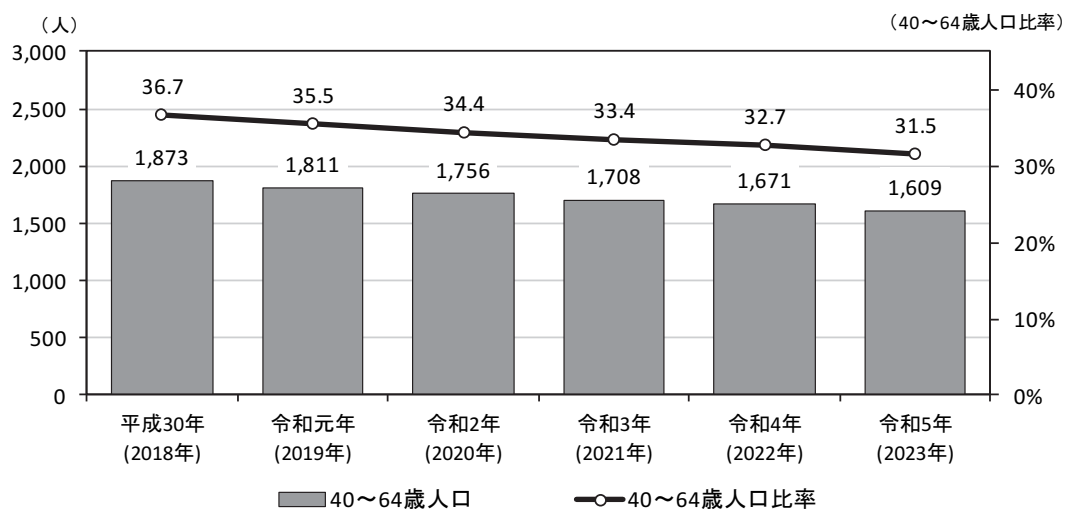


[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は減少が続いており、令和5年は1,609人で平成30年から264人（14.1%）減少しています。また、40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）は下降を続けており、令和5年には31.5%となっています。

■ 40～64歳人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

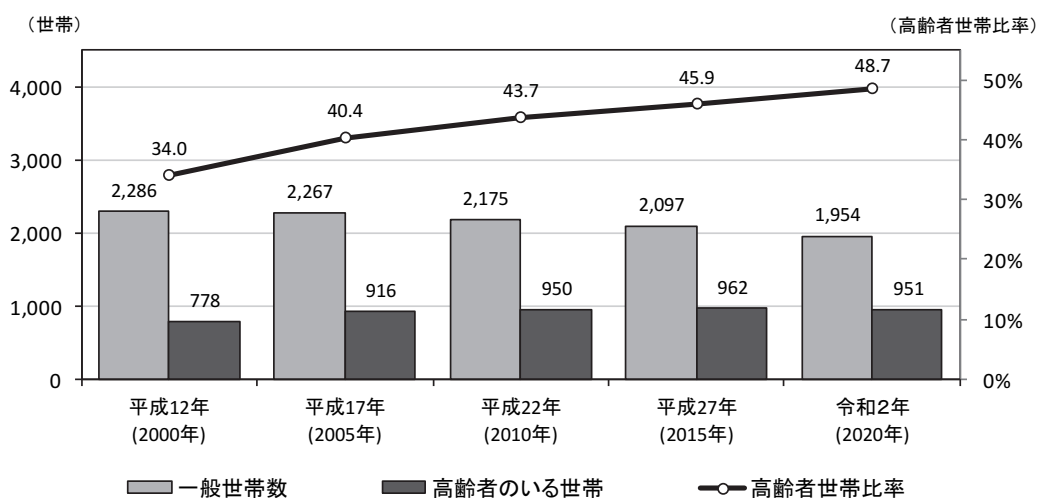
(4) 世帯数の推移

一般世帯数は平成12年の2,286世帯から減少が続いており、令和2年には1,954世帯となっています。

一方、高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、令和2年は951世帯で高齢者世帯比率（一般世帯に占める高齢者世帯の割合）は48.7%で、一般世帯の約半数に高齢者がいる世帯となっている状況です。

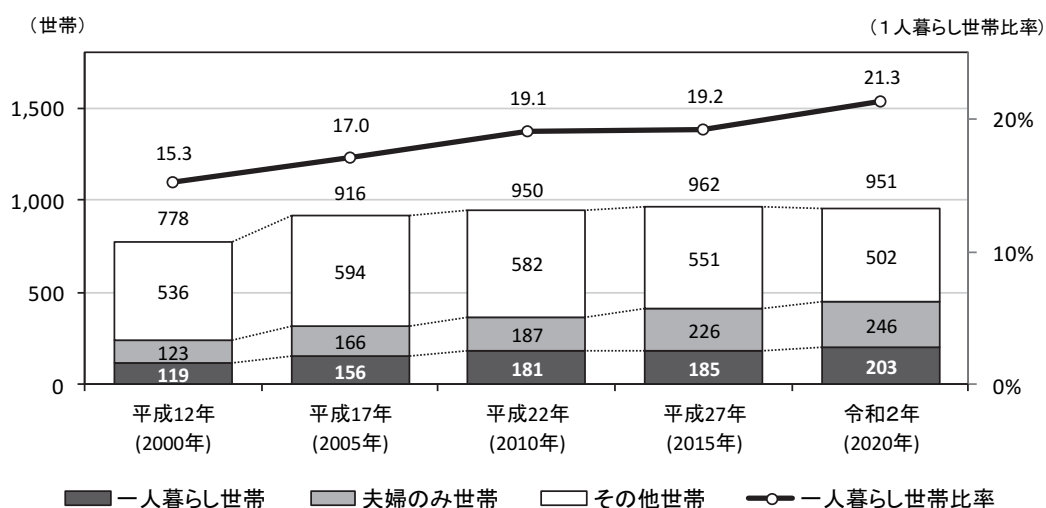
高齢者のいる世帯を世帯類型別の内訳でみると、一人暮らし世帯の増加が続いており、令和2年は一人暮らし世帯が203世帯で高齢者のいる世帯のうち21.3%を占めています。

■ 高齢者世帯数の推移



[出典]国勢調査

■ 高齢者世帯の世帯類型別の推移



[出典]国勢調査

2. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

この計画の策定にあたり、要介護状態になる前の高齢者に対し、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域二一ズ調査を実施しました。

■調査方法

| | |
|------|---------------------|
| 対象者 | 65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 |
| 調査時期 | 令和4年11月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |

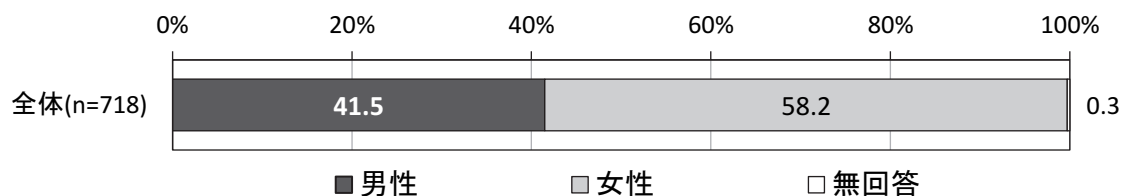
■配布数・回収率

| 配布数(票) | 有効回収数(票) | 有効回収率(%) |
|--------|----------|----------|
| 1,328 | 718 | 54.1 |

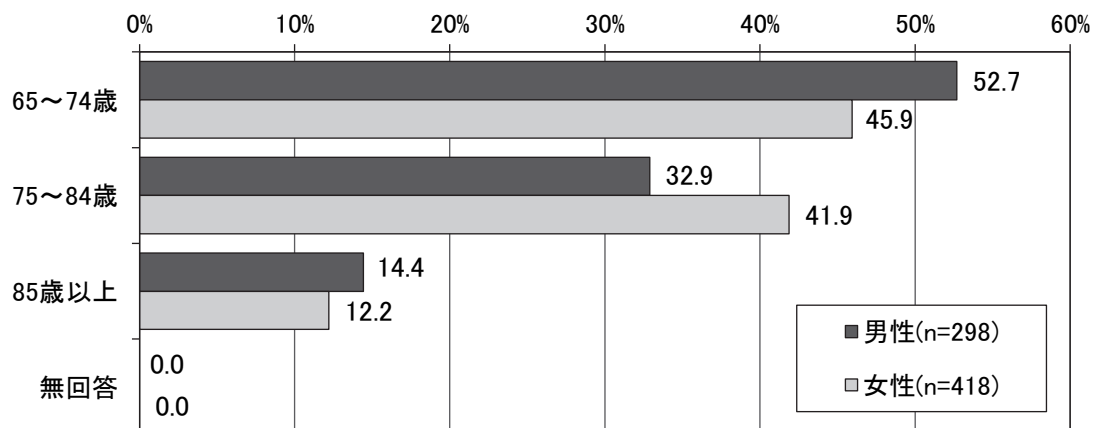
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の性別は、「男性」が41.5%、「女性」が58.2%です。年齢は、男女ともに「65～74歳」が最も多く、その割合は男性が52.7%、女性が45.9%となっています。

《調査対象者の性別》



《調査対象者の年齢》

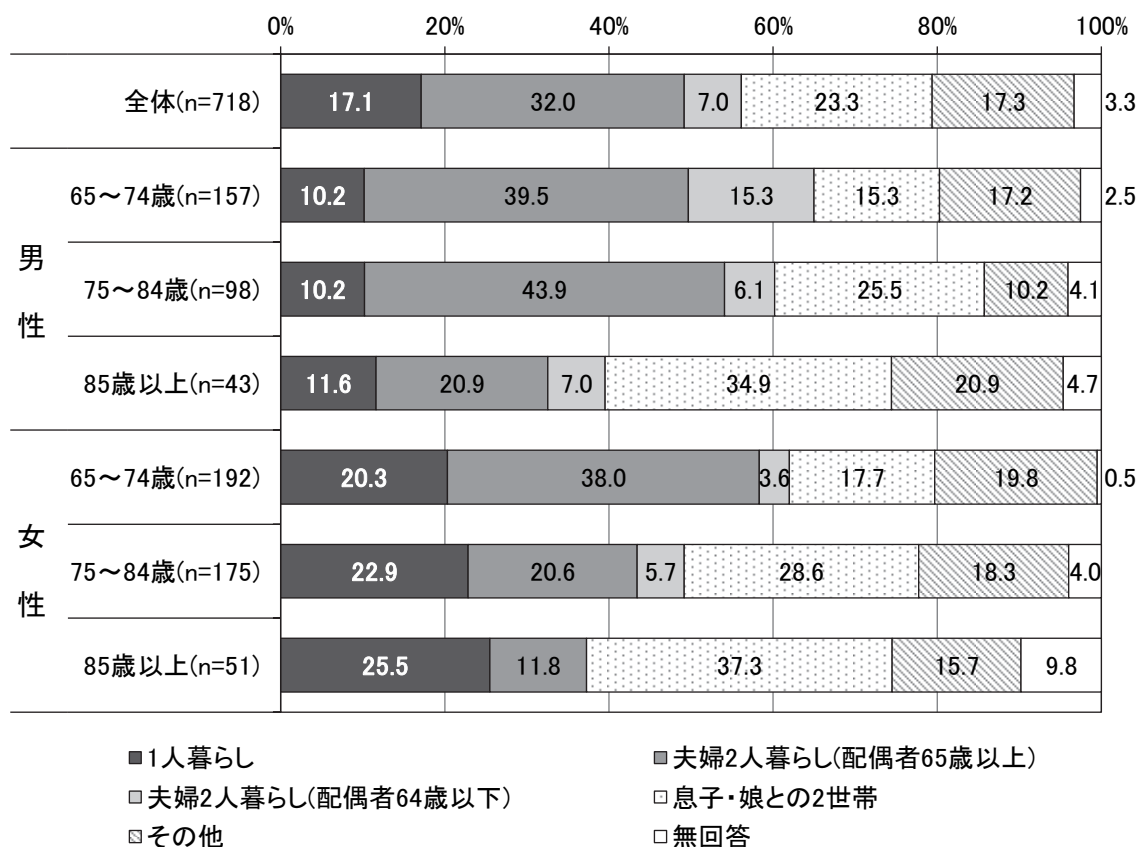


(3) 家族や生活の状況

①家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が32.0%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」（23.3%）が続いています。

男女年齢階級でみると、「息子・娘との2世帯」は男女ともに年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上は男性が34.9%、女性が37.3%となっています。また、「1人暮らし」は、すべての年齢階級で男性より女性の方が多く、85歳以上の女性は25.5%となっています。

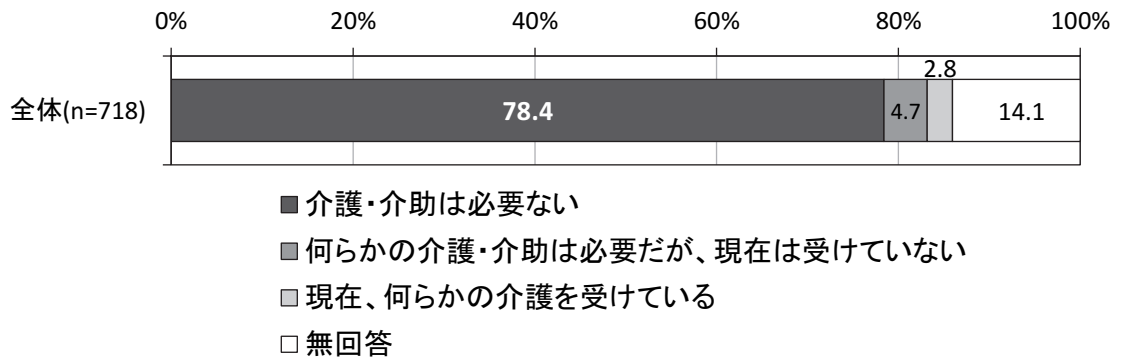


②介護・介助の必要性と主な原因

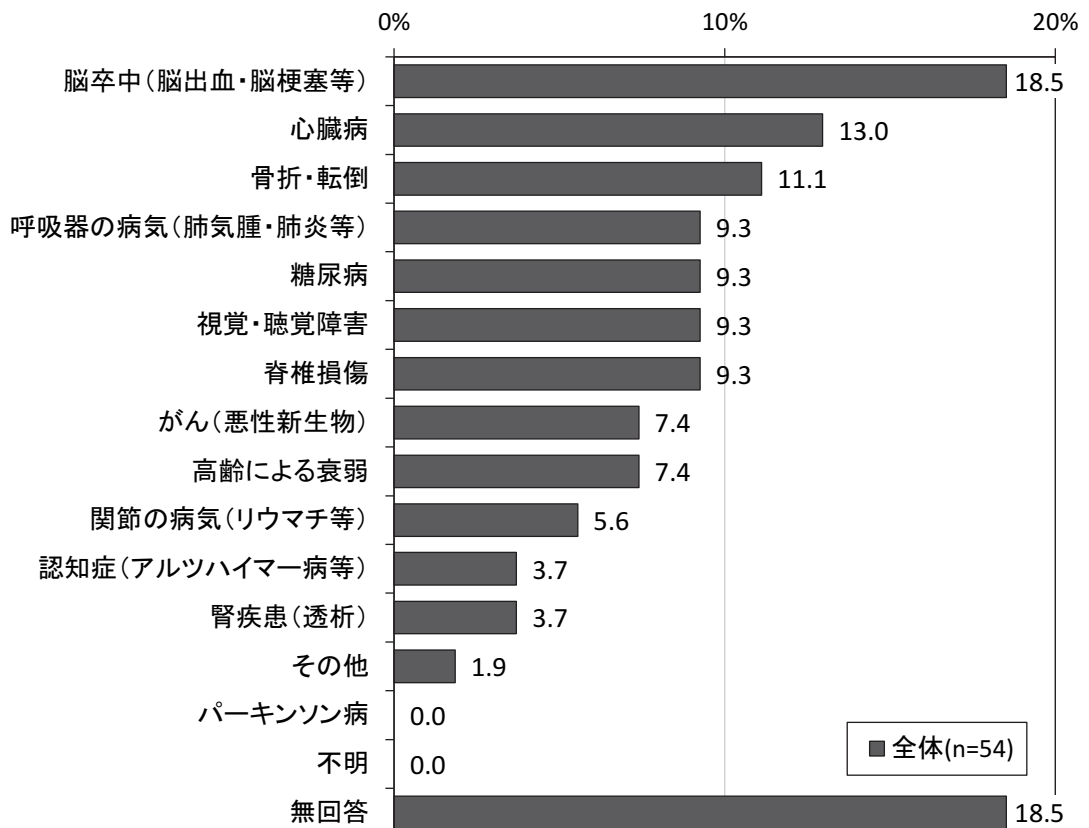
全体では、「介護・介助は必要ない」が78.4%で最も多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は4.7%、「現在、何らかの介護を受けている」は2.8%となっています。

介護・介助が必要になった原因は、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が18.5%で最も多く、次いで「心臓病」（13.0%）、「骨折・転倒」（11.1%）が続いています。

《介護・介助の必要性》



《介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）》



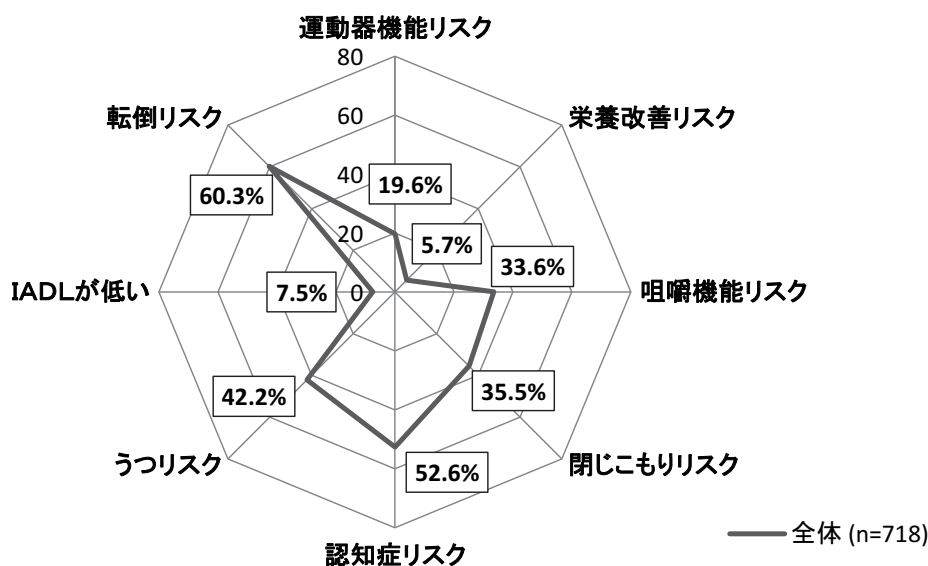
(4) 運動機能等リスク評価

運動機能等の評価項目は以下の8項目で、判定基準はアンケートの回答から以下の基準で判定されます。

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 運動器機能リスク | 運動器の機能低下を問う5つの設問で、3問以上該当する選択肢が回答された場合は該当します。 |
| 栄養改善リスク | BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)} の値が 18.5 未満の方は該当します。 |
| 咀嚼機能リスク | 半年前に比べて固いものが食べにくくなったと感じた方が該当します。 |
| 閉じこもりリスク | ほとんど外出しない、あるいは週に1回の外出する方は該当します。 |
| 認知症リスク | 物忘れが多いと感じている方が該当する高齢者となります。 |
| うつリスク | この1か月で気分が沈んだり、心から楽しめない感じがするなど対象2設問で、1つでも「はい」を選択された方は該当します |
| IADLが低い | 日常生活動作より複雑で高次な動作であるIADL（手段的日常生活動作）の低下を問う5設問で、得られた得点が3点以下で該当します。 |
| 転倒リスク | 過去1年間に転んだ経験が「何度もある」あるいは「1度ある」を選択された方が該当します。 |

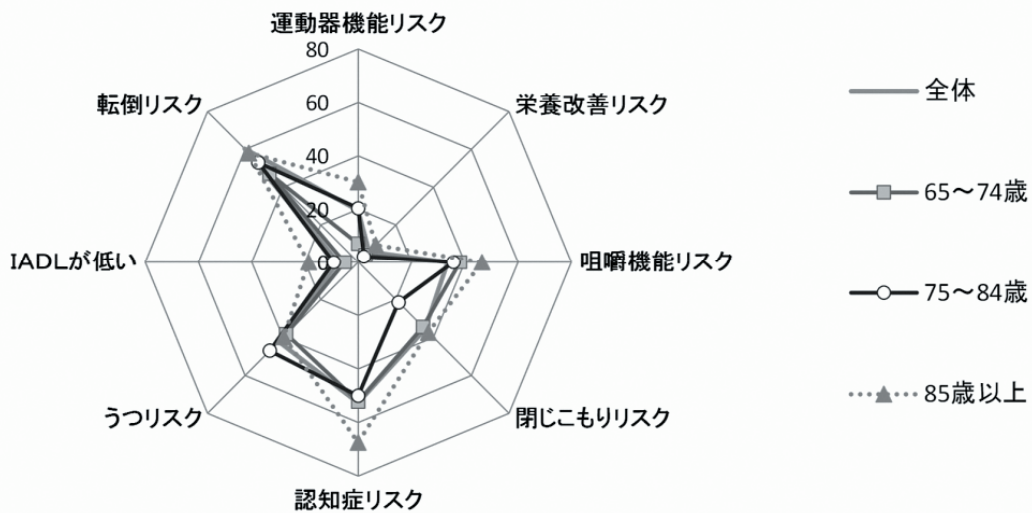
①全体のリスク該当者割合

全体のリスク該当者割合をみると、「転倒リスク」(60.3%)、「認知症リスク」(52.6%)が高く、「IADLが低い」(7.5%)、「栄養改善リスク」(5.7%)は低い状況です。



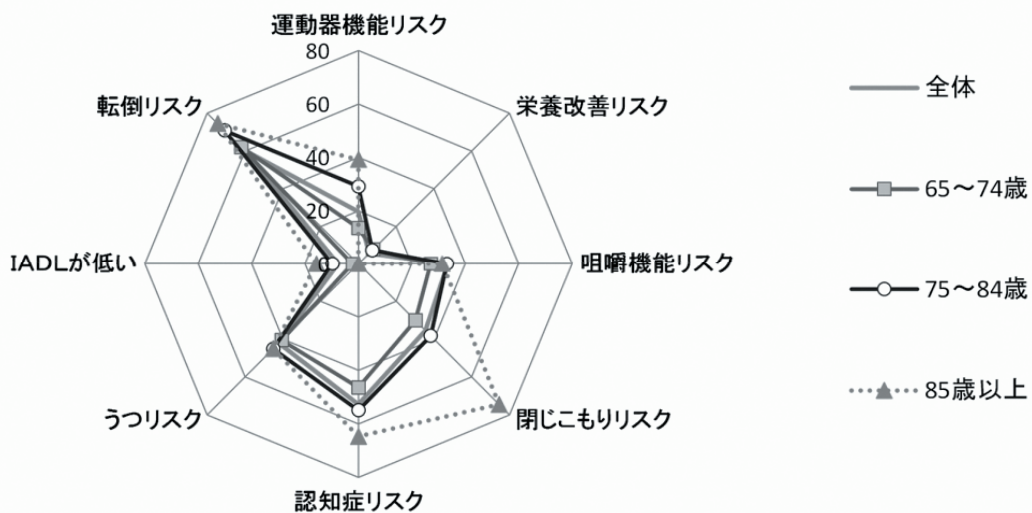
②男性のリスク該当者割合

男性の年齢階級別で見ると、年齢が高くなるにつれて概ねリスク評価項目の該当者が多くなっており、85歳以上では特に「認知症リスク」の該当者割合が多くなっています。



③女性のリスク該当者割合

女性の年齢階級別で見ると、年齢が高くなるにつれて概ねリスク評価項目の該当者が多くなっており、85歳以上では特に「閉じこもりリスク」の該当者割合が多くなっています。

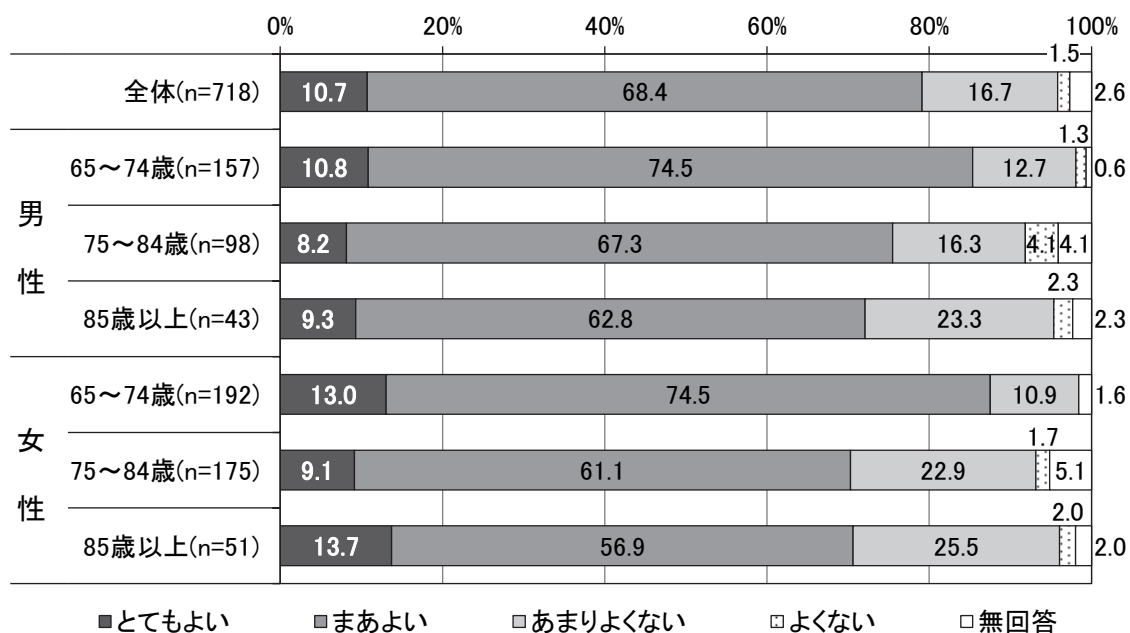


(5) 健康について

①現在の健康状態

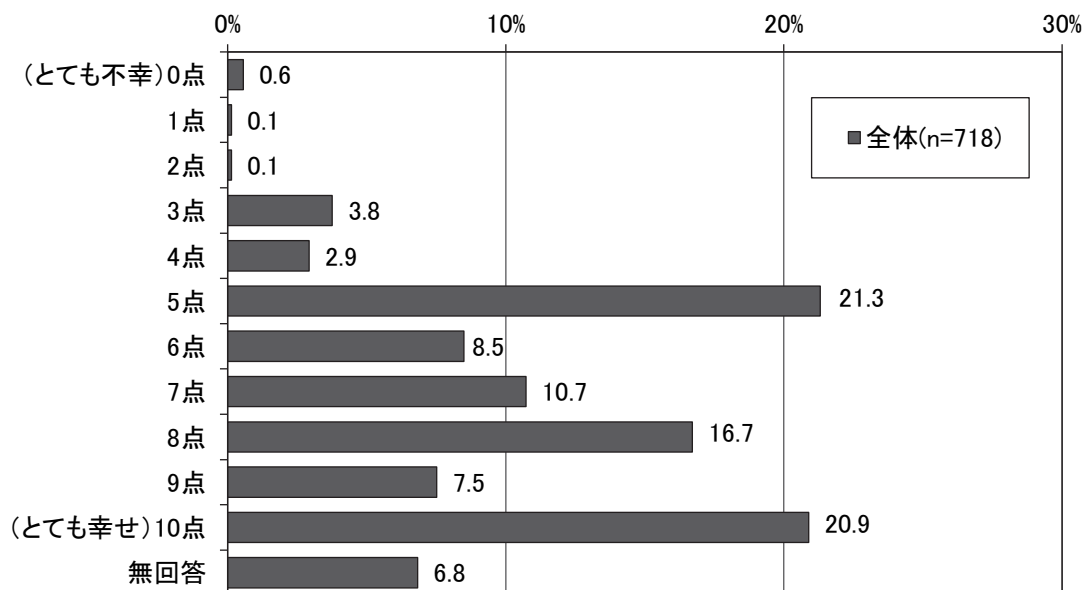
現在の健康状態を全体で見ると、「とてもよい」(10.7%)、「まあよい」(68.4%)の合計は79.1%となっており、「あまりよくない」(16.7%)、「よくない」(1.5%)の合計は18.2%となっています。

男女年齢階級別に「とてもよい」「まあよい」の合計をみると、男性は年齢が高くなるにつれて少なくなり、女性は75歳以上で少なくなっています。



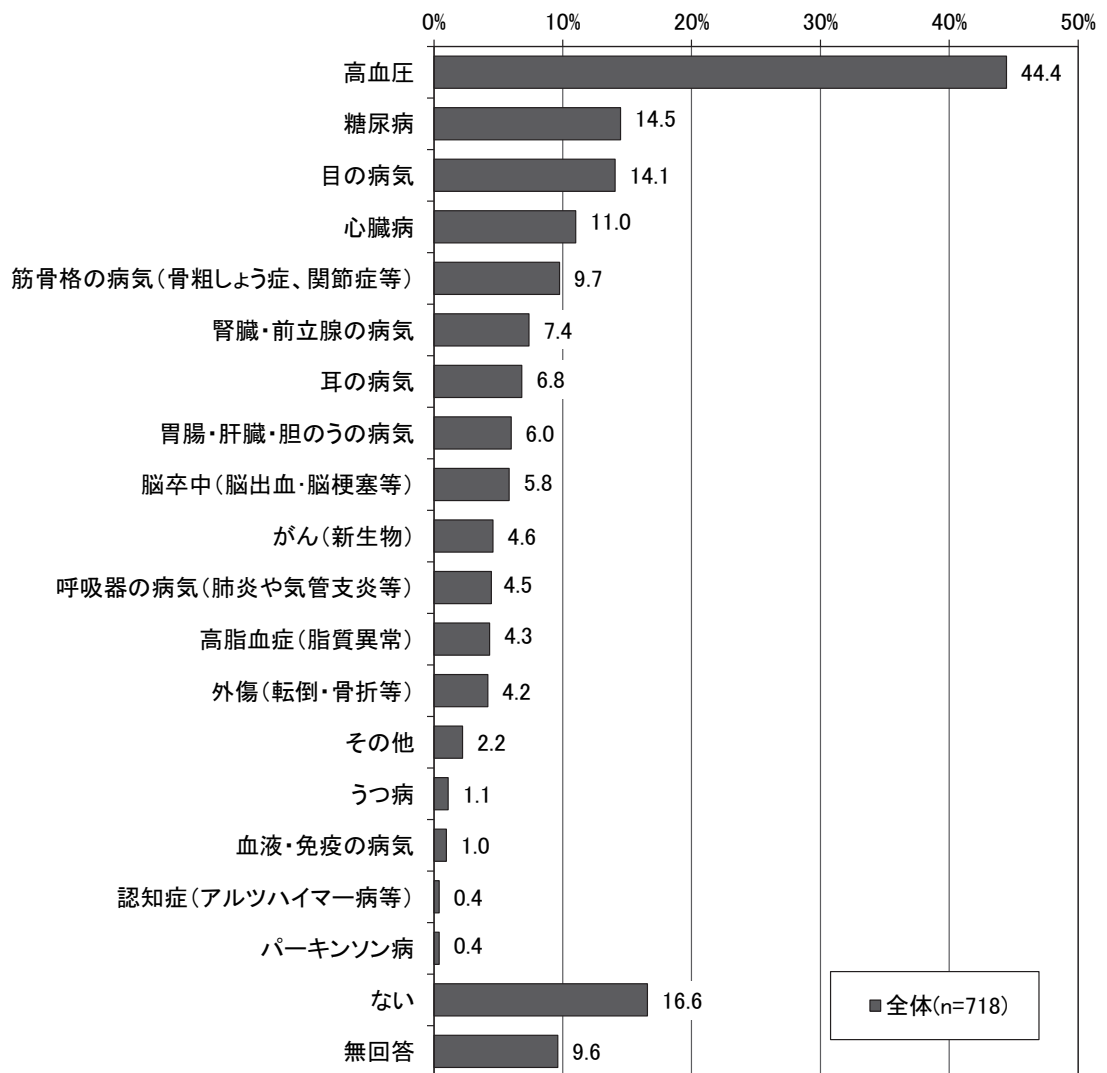
②現在の幸福度

現在の幸福度は、「5点」が21.3%で最も多く、次いで「10点(とても幸せ)」(20.9%)、「8点」(16.7%)が続いており、平均では7.2点となっています。



③治療中・後遺症のある病気【複数回答】

「高血圧」が44.4%で最も多く、次いで「糖尿病」(14.5%)、「目の病気」(14.1%)が続いています。



3. 在宅介護実態調査結果の概要

(1) 調査の概要

この計画の策定にあたり、要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として、国の示す調査手法に基づき、在宅介護実態調査を実施しました。

■調査方法

| | |
|------|----------------|
| 対象者 | 要介護認定者及び介護者の家族 |
| 調査時期 | 令和4年11月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |

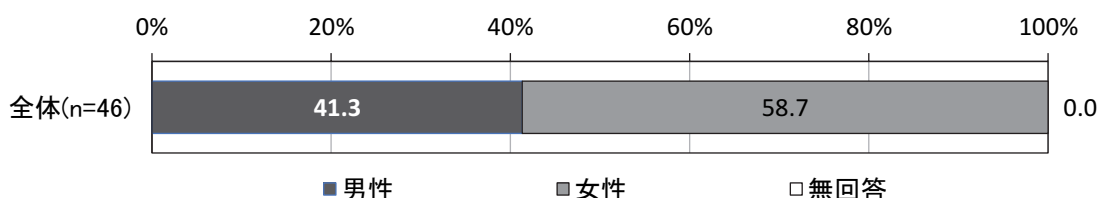
■配布数・回収率

| 配布数（票） | 有効回収数（票） | 有効回収率（％） |
|--------|----------|----------|
| 74 | 46 | 62.2 |

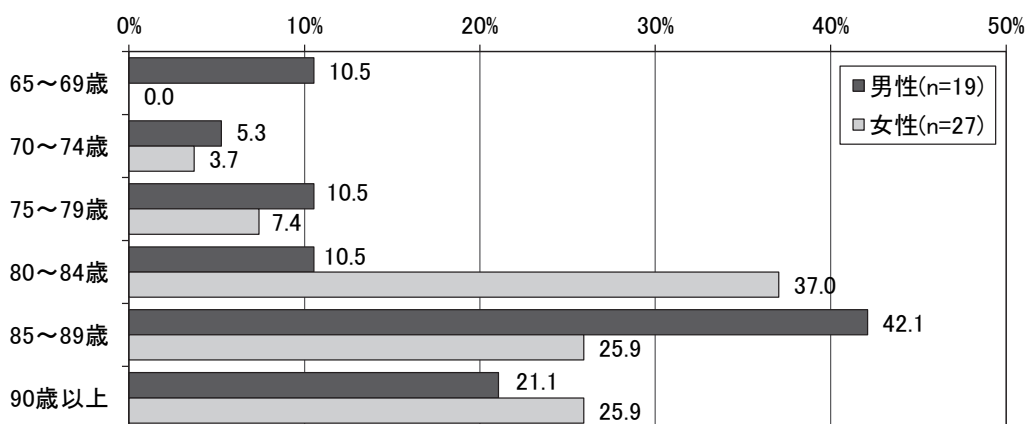
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の性別は、「男性」が41.3%、「女性」が58.7%となっています。年齢は、男性は「85～89歳」（42.1%）、女性は「80～84歳」（37.0%）がそれぞれ最も多くなっています。

《調査対象者の性別》



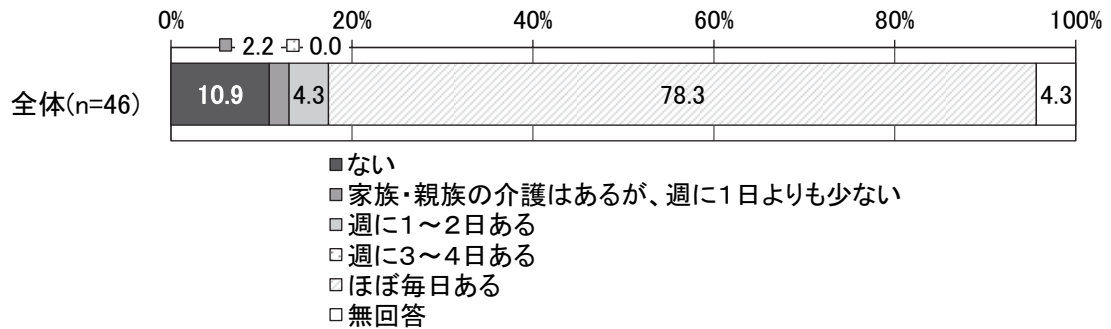
《調査対象者の年齢》



(3) 調査対象者の状況

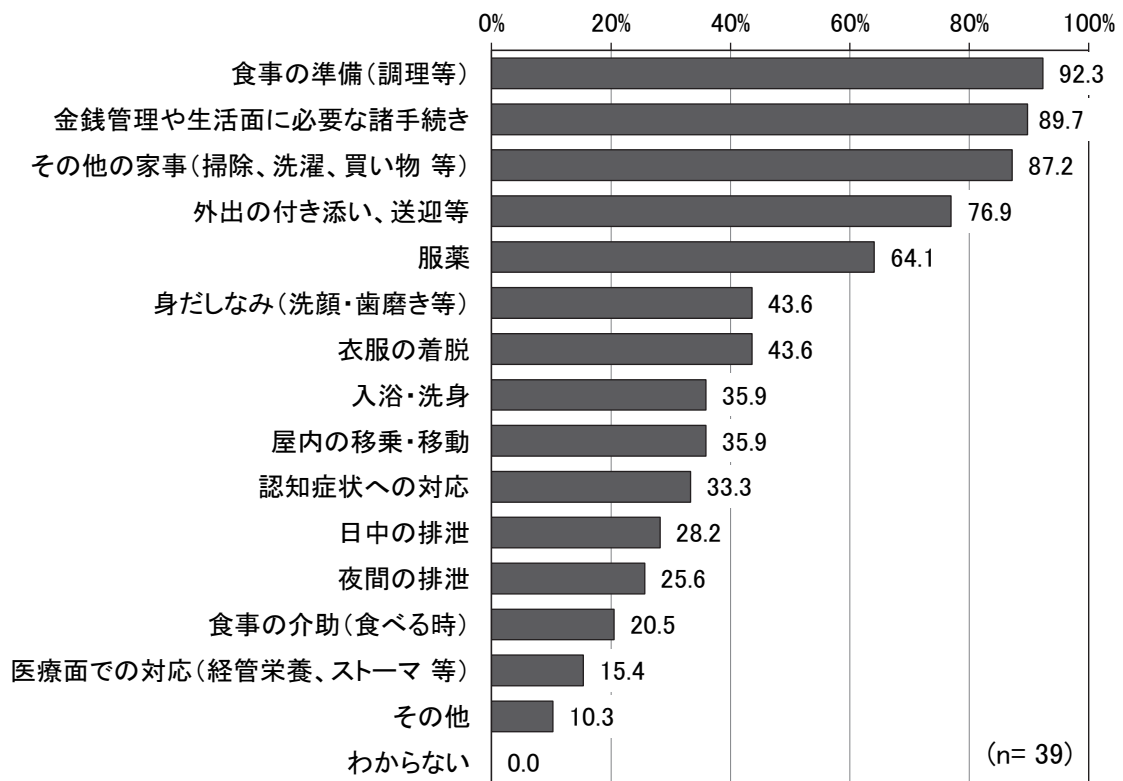
①家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日ある」が78.3%で最も多く、次いで「ない」(10.9%)、「週に1～2日ある」(4.3%)が続いています。



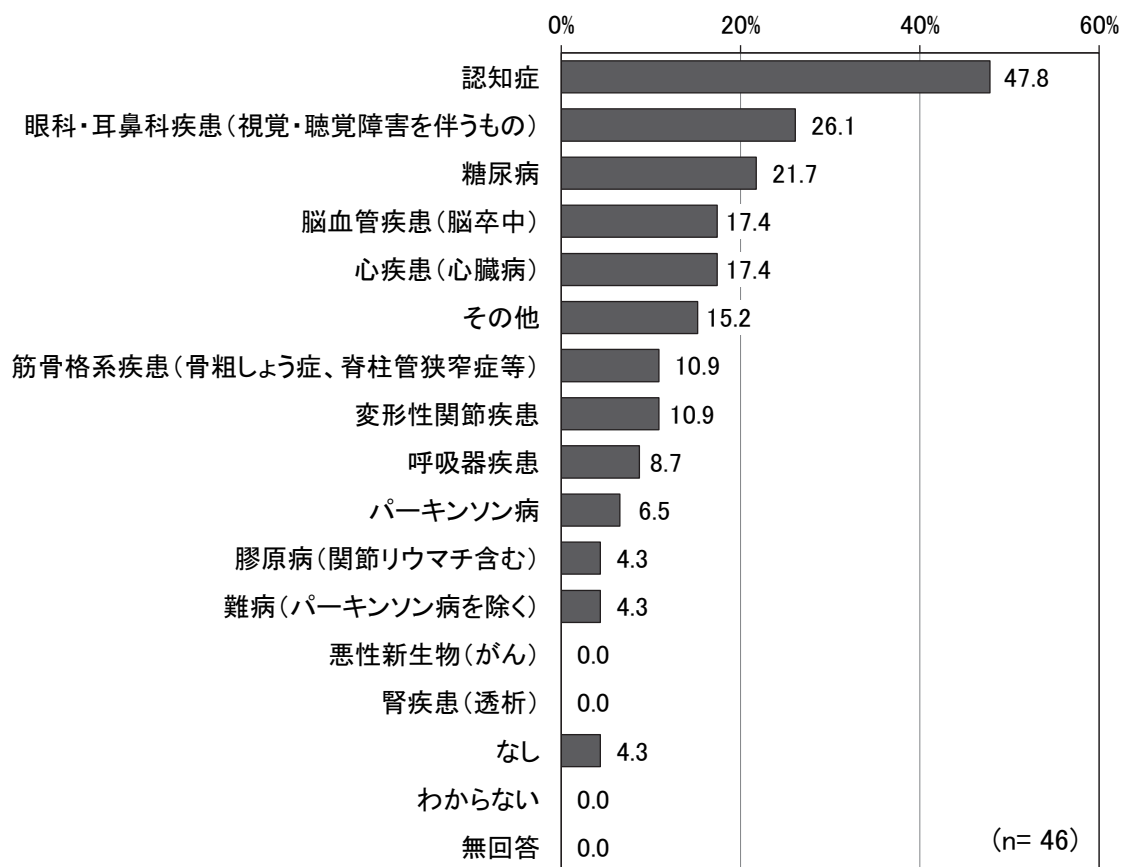
②主な介護者が行っている介護【複数回答】

「食事の準備(調理等)」(92.3%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(89.7%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(87.2%)が上位回答になっています。



③現在抱えている傷病【複数回答】

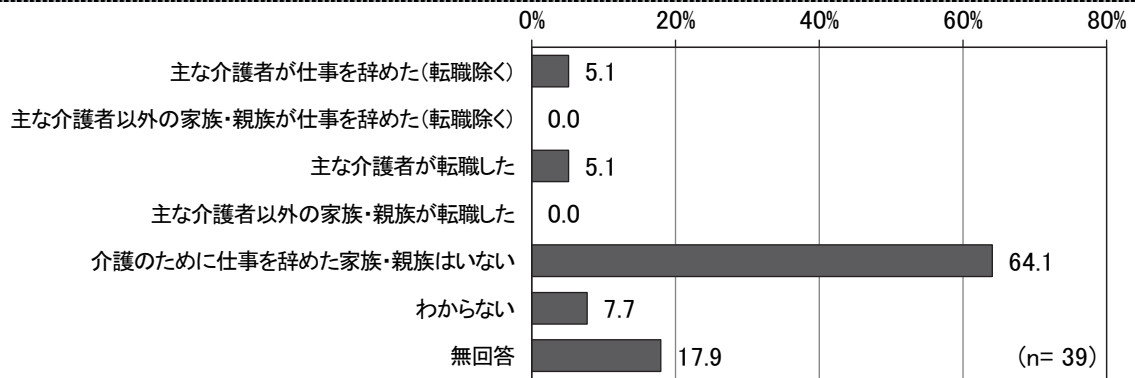
現在抱えている傷病は「認知症」が47.8%で最も多く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」（26.1%）、「糖尿病」（21.7%）が続いています。



(4) 就労と介護の状況

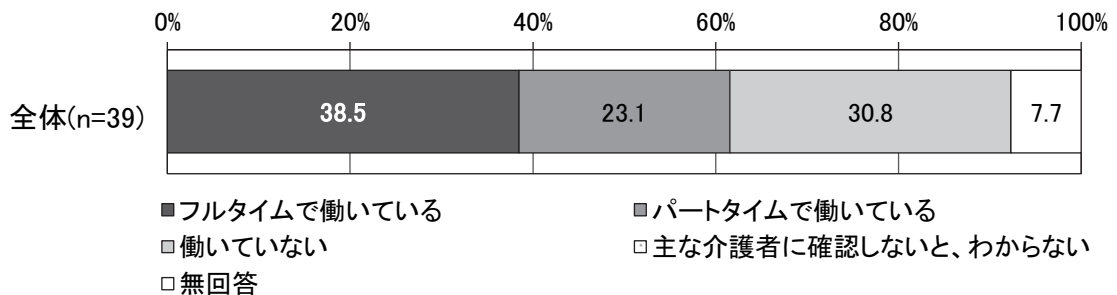
①介護のための離職の有無【複数回答】

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が64.1%で最も多くなっている一方、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」「主な介護者が転職した」がそれぞれ5.1%（2人）いる状況です。



②主な介護者の勤務形態

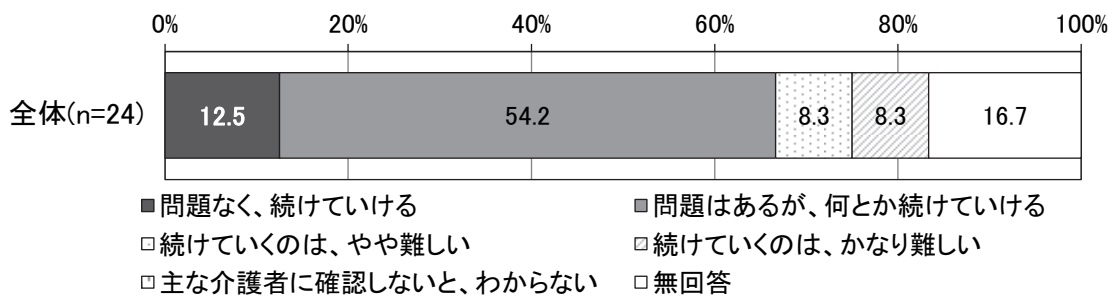
「フルタイムで働いている」が38.5%で最も多く、「パートタイムで働いている」は23.1%、「働いていない」は30.8%となっています。



③主な介護者の就労継続状況

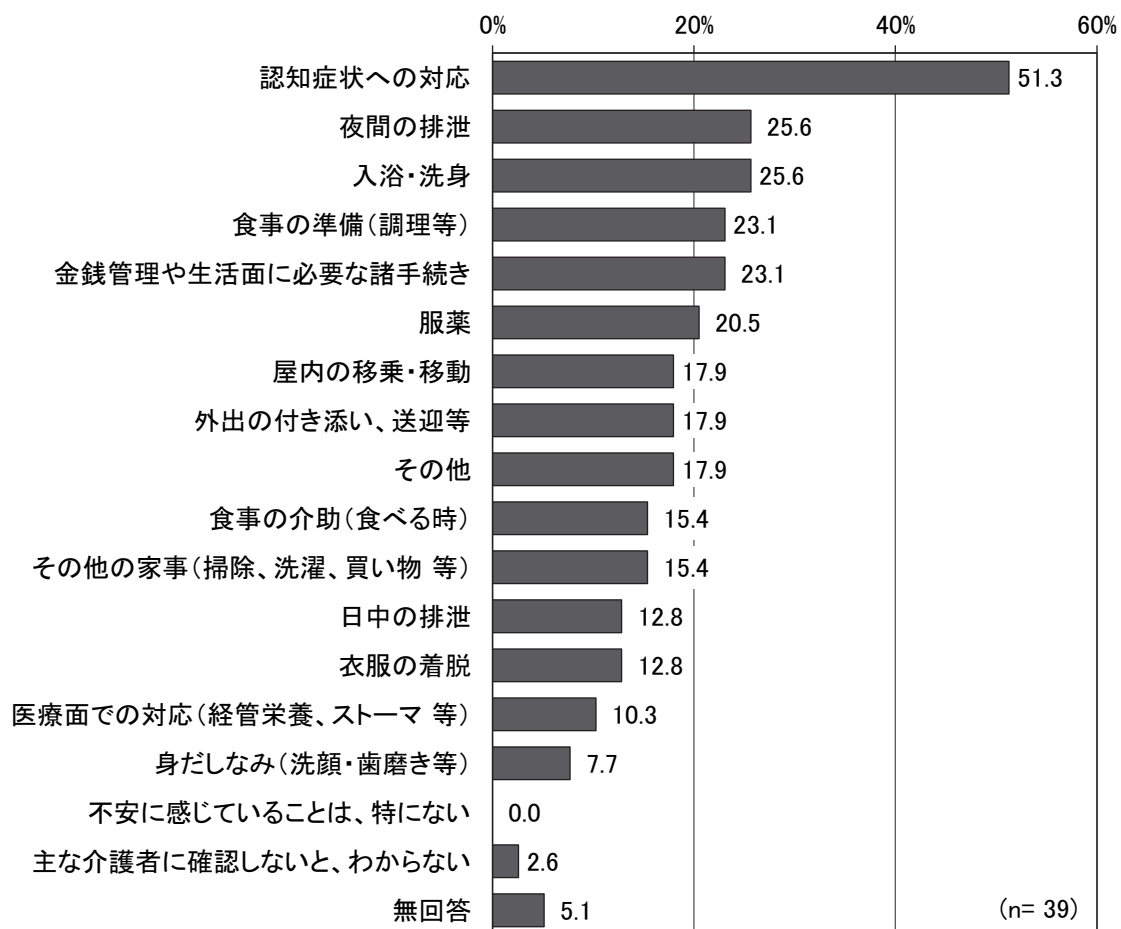
今後も介護と就労を「問題なく続けていける」(12.5%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(54.2%)と答えた方の合計は66.7%です。

「続けていくのは、かなり難しい」、「続けていくのは、やや難しい」と回答した方は、それぞれ8.3%（2人）となっています。



④主な介護者が不安に感じる介護の内容【複数回答】

「認知症状への対応」が51.3%で最も多く、次いで「夜間の排泄」、「入浴・洗身」（ともに25.6%）が続いています。



第3章 第8期計画の実施状況

1. 高齢者保健福祉計画の実施状況

第8期羅臼町高齢者保健福祉計画の計画期間中（令和3年度～令和5年度）に推進した施策・事業に関して、羅臼町役場の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を5段階で評価した結果は下表のとおりです。

■ 高齢者保健福祉計画の基本目標別進捗度

| 基本目標 | 施策数 | 達成度評価※1（施策数） | | | | | 平均達成度※2（%） |
|----------------------------------|-----------|--------------|-----------|----------|----------|----------|-------------|
| | | A | B | C | D | E | |
| 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進 | 11 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 | 84.1 |
| 基本目標2 安心して暮らせる地域社会の実現 | 37 | 23 | 11 | 2 | 1 | 0 | 87.8 |
| 基本目標3 介護サービスの充実 | 13 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 94.2 |
| 基本目標4 生きがいに満ち、誰もが活躍できる地域社会の実現 | 7 | 1 | 1 | 4 | 1 | 0 | 57.1 |
| 計画全体 | 68 | 41 | 17 | 7 | 3 | 0 | 85.3 |

※1：評価は、A:概ね達成、B:75%程度達成、C:50%程度達成、D:25%程度達成、E:未実施

※2：進捗度は5段階評価のスコア（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）による加重平均の値

実施状況を見ると、合計68施策のうちA評価及びB評価の合計が58施策で施策全体の約85%を占めています。また、計画全体としての平均達成度も85.3%となっていることから、計画は概ね順調に推進してきたと考えられます。

基本目標別に平均達成度をみると、「基本目標3 介護サービスの充実」が94.2%と高く、介護保険サービスが概ね計画通りに運営されてきたと考えられるほか、「基本目標1 健康づくりと介護予防の推進」及び「基本目標2 安心して暮らせる地域社会の実現」も平均達成度は80%を超えている状況です。

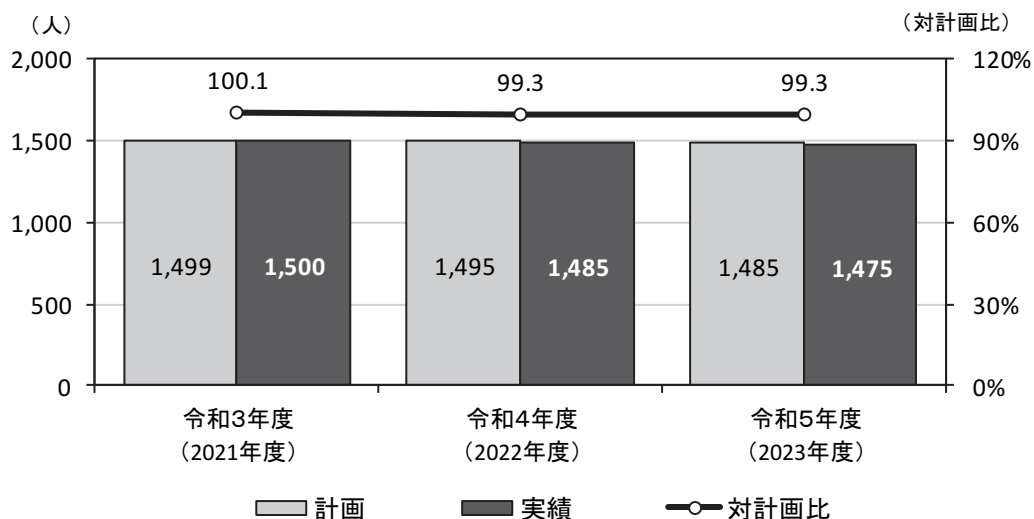
一方、「基本目標4 生きがいに満ち、誰もが活躍できる地域社会の実現」は平均達成度が57.1%と低く、高齢者の就労対策がD評価であったことや、趣味・サークル活動への支援、地域共生社会の実現に向けた取組及び重層的支援体制整備事業がC評価であったことがその要因となっています。

2. 介護保険事業計画の実施状況

(1) 第1号被保険者数と認定者数の状況

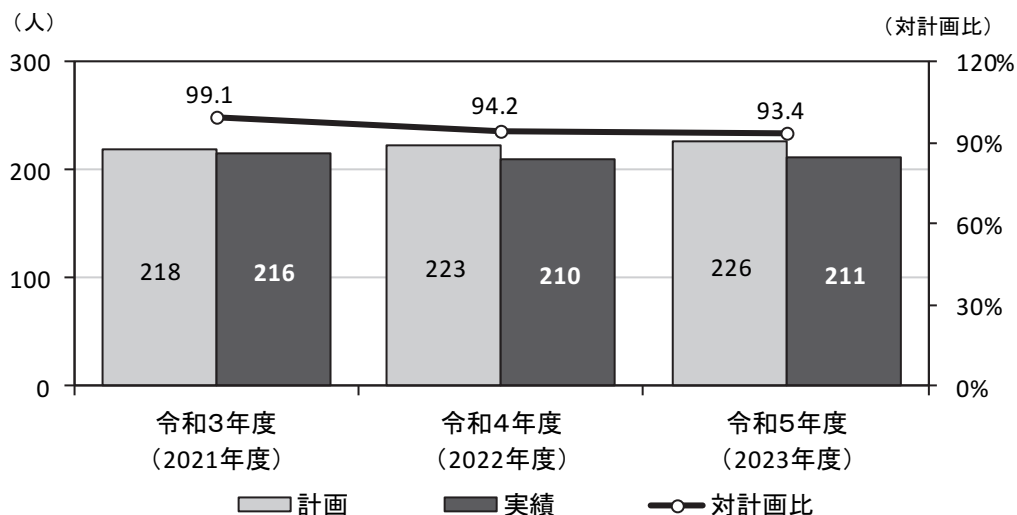
第1号被保険者数の実績は概ね計画通りに推移してきましたが、介護認定者数の実績は計画を下回って推移しており、3年間の推移をみても減少傾向がみられる状況です。

■ 第1号被保険者数の状況



[出典]介護保険事業状況報告月報 (各年度9月末現在)

■ 要介護認定者数の状況



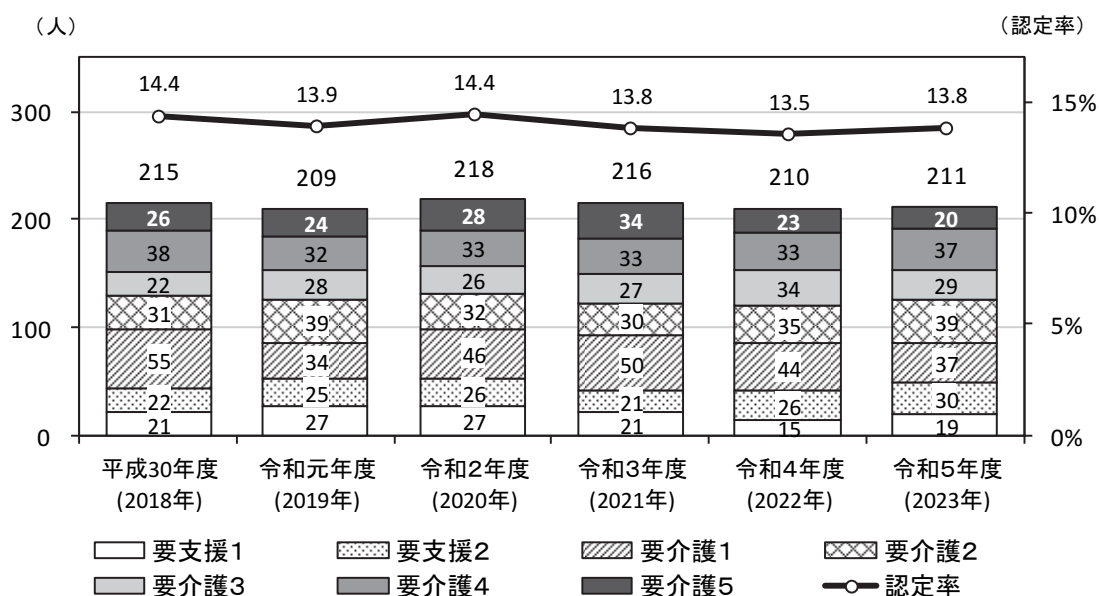
[出典]介護保険事業状況報告月報 (各年度9月末現在)

(2) 要介護認定者数と要介護認定率の状況

要介護認定者数は、令和2年度の218人から減少傾向で推移しており、令和5年度は211人となっています。また、要介護認定率も令和2年度の14.4%から減少傾向がみられる状況です。

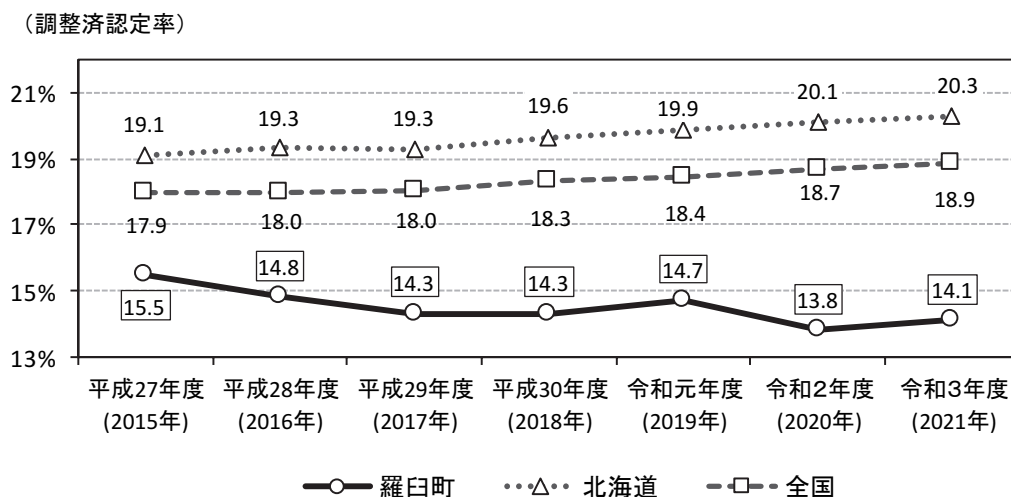
性別と年齢の影響を受けないように調整した調整済認定率をみると、本町は全国・北海道よりも低く推移しており、令和3年度は14.1%となっています。

■要介護認定者数と要介護認定率の推移



※要介護認定率は、第1号被保険者を対象として算出
[出典]介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

■調整済認定率の北海道、全国との比較



[出典]地域包括ケア見える化システム（現状分析：B5-a.調整済認定率）

(3) サービス別利用人数の状況

サービス別の利用人数の実績は、施設サービスは令和3年度、令和4年度ともに計画を下回って推移している一方、居住系サービスの実績は計画を上回っている状況です。

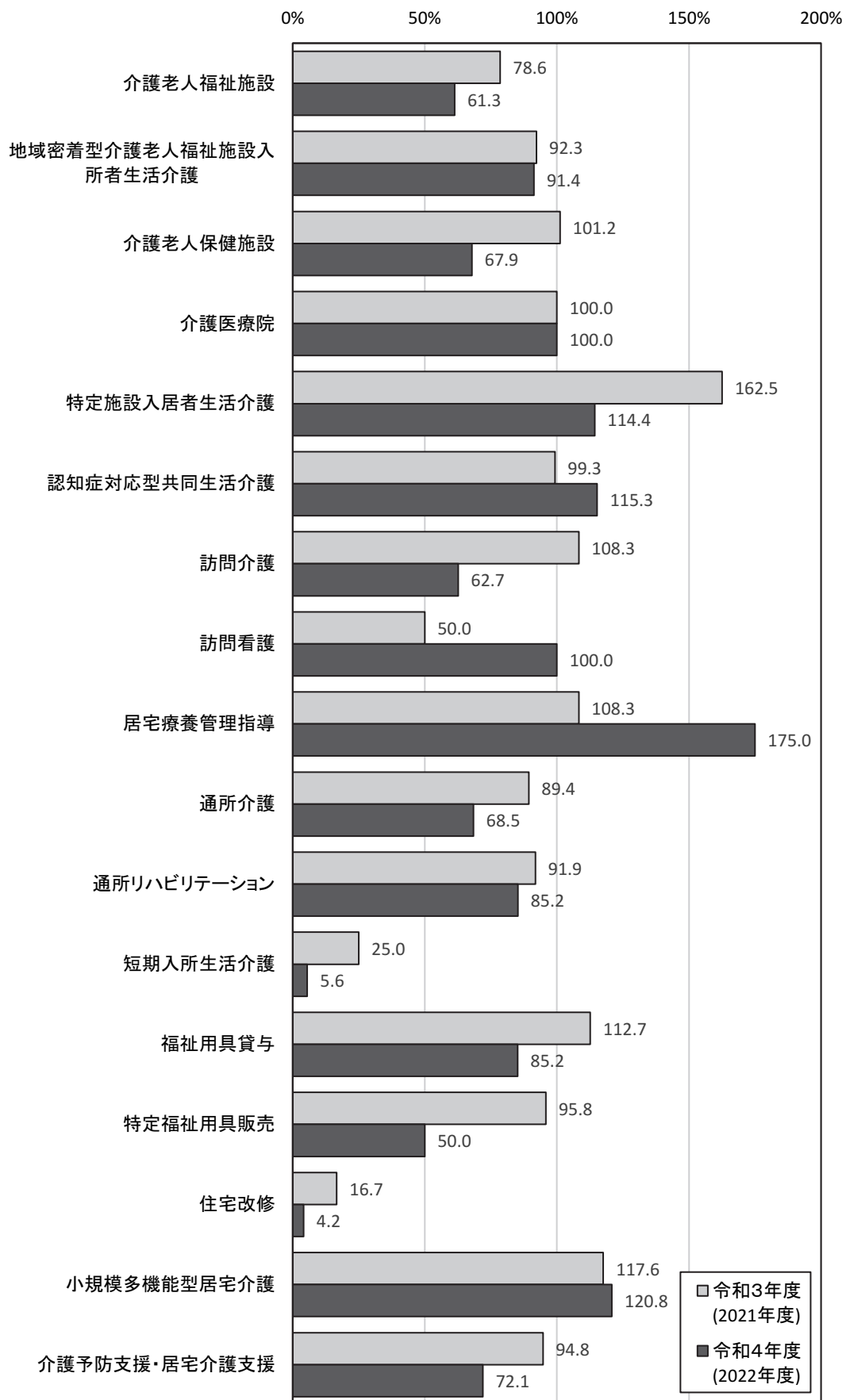
在宅サービスでは、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護の実績が令和3年度、令和4年度ともに計画を上回っている状況です。

■介護保険サービス別利用人数（単位：人）

| | 計画 | | | 実績 | | 対計画比 | |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 施設サービス | 600 | 600 | 600 | 540 | 482 | 90.0% | 80.3% |
| 介護老人福祉施設 | 168 | 168 | 168 | 132 | 103 | 78.6% | 61.3% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 324 | 324 | 324 | 299 | 296 | 92.3% | 91.4% |
| 介護老人保健施設 | 84 | 84 | 84 | 85 | 57 | 101.2% | 67.9% |
| 介護医療院 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 100.0% | 100.0% |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | — | — |
| 居住系サービス | 168 | 360 | 360 | 182 | 413 | 108.3% | 114.7% |
| 特定施設入居者生活介護 | 24 | 216 | 216 | 39 | 247 | 162.5% | 114.4% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 144 | 144 | 144 | 143 | 166 | 99.3% | 115.3% |
| 在宅サービス | — | — | — | — | — | — | — |
| 訪問介護 | 360 | 300 | 300 | 390 | 188 | 108.3% | 62.7% |
| 訪問看護 | 24 | 24 | 24 | 12 | 24 | 50.0% | 100.0% |
| 居宅療養管理指導 | 24 | 24 | 24 | 26 | 42 | 108.3% | 175.0% |
| 通所介護 | 696 | 612 | 612 | 622 | 419 | 89.4% | 68.5% |
| 通所リハビリテーション | 444 | 420 | 420 | 408 | 358 | 91.9% | 85.2% |
| 短期入所生活介護 | 36 | 36 | 36 | 9 | 2 | 25.0% | 5.6% |
| 短期入所療養介護（老健） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | — | — |
| 福祉用具貸与 | 1,056 | 0,068 | 1,080 | 1,190 | 910 | 112.7% | 85.2% |
| 特定福祉用具販売 | 24 | 24 | 24 | 23 | 12 | 95.8% | 50.0% |
| 住宅改修 | 24 | 24 | 24 | 4 | 1 | 16.7% | 4.2% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | — | — |
| 小規模多機能型居宅介護 | 216 | 216 | 216 | 254 | 261 | 117.6% | 120.8% |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 1,356 | 1,356 | 1,356 | 1,285 | 977 | 94.8% | 72.1% |

[出典]地域包括ケア見える化システム（実行管理）

■サービス別利用人数の対計画比



(4) サービス別給付費の状況

サービス別の給付費をみると、施設サービスと在宅サービスの実績は令和3年度、令和4年度ともに計画を下回っていますが、居住系サービスの実績は計画を上回って推移しました。

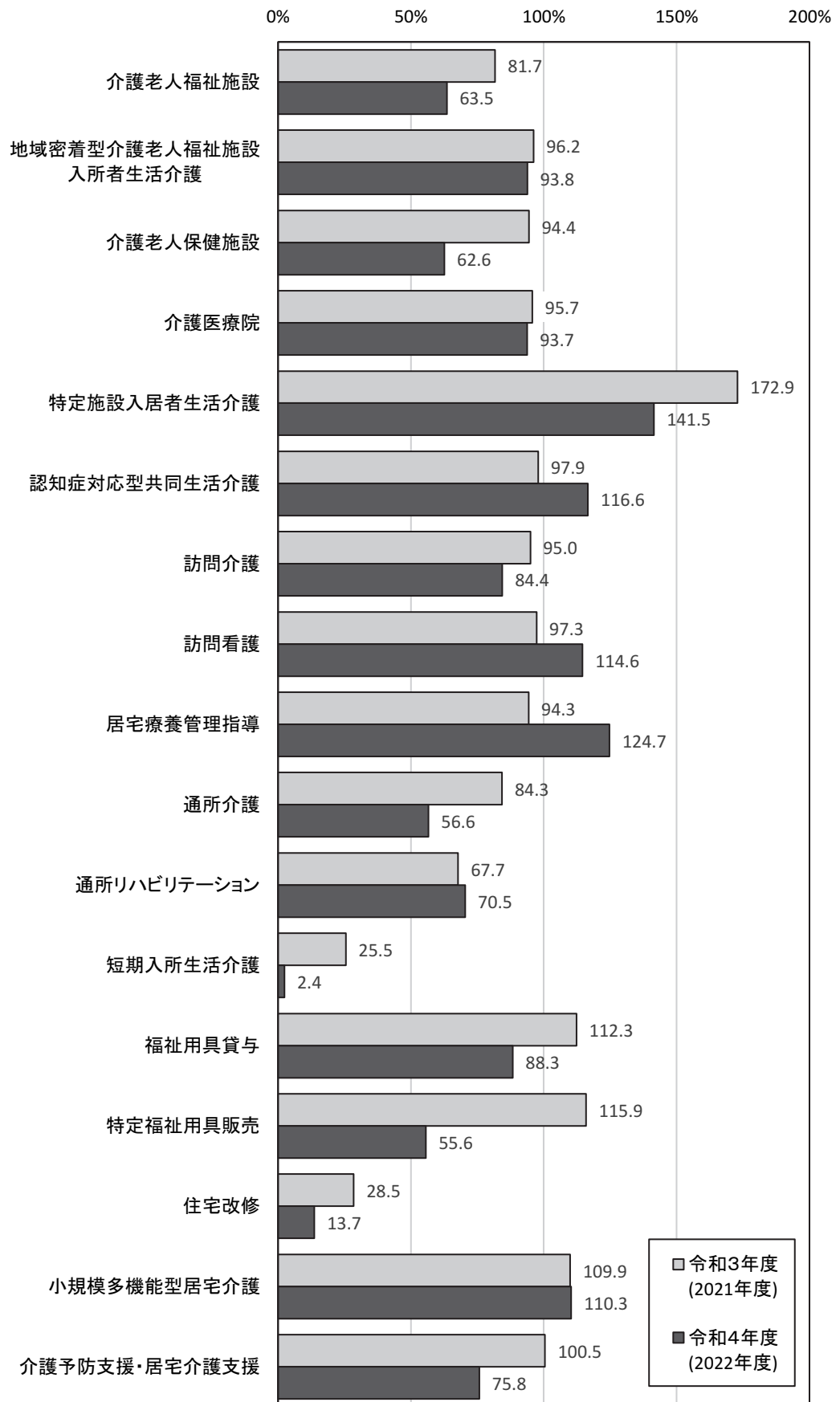
在宅サービスの中では小規模多機能型居宅介護の実績が令和3年度、令和4年度ともに計画を上回っている状況です。

■介護保険サービス別給付費（単位：千円）

| | 計画 | | | 実績 | | 対計画比 | |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 施設サービス | 161,545 | 161,876 | 161,876 | 148,683 | 132,469 | 92.0% | 81.8% |
| 介護老人福祉施設 | 43,122 | 43,146 | 43,146 | 35,229 | 27,417 | 81.7% | 63.5% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 86,097 | 86,386 | 86,386 | 82,788 | 81,059 | 96.2% | 93.8% |
| 介護老人保健施設 | 21,449 | 21,461 | 21,461 | 20,258 | 13,430 | 94.4% | 62.6% |
| 介護医療院 | 10,877 | 10,883 | 10,883 | 10,407 | 10,202 | 95.7% | 93.7% |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 360 | — | — |
| 居住系サービス | 39,979 | 65,250 | 65,250 | 41,850 | 83,268 | 104.7% | 127.6% |
| 特定施設入居者生活介護 | 3,622 | 28,872 | 28,872 | 6,262 | 40,842 | 172.9% | 141.5% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 36,357 | 36,378 | 36,378 | 35,588 | 42,426 | 97.9% | 116.6% |
| 在宅サービス | 173,167 | 164,824 | 165,047 | 160,601 | 129,981 | 92.7% | 78.9% |
| 訪問介護 | 16,455 | 14,639 | 14,639 | 15,629 | 12,352 | 95.0% | 84.4% |
| 訪問看護 | 1,005 | 1,005 | 1,005 | 978 | 1,152 | 97.3% | 114.6% |
| 居宅療養管理指導 | 435 | 435 | 435 | 410 | 543 | 94.3% | 124.7% |
| 通所介護 | 63,544 | 57,682 | 57,682 | 53,561 | 32,652 | 84.3% | 56.6% |
| 通所リハビリテーション | 17,300 | 16,352 | 16,352 | 11,720 | 11,522 | 67.7% | 70.5% |
| 短期入所生活介護 | 2,008 | 2,009 | 2,009 | 513 | 49 | 25.5% | 2.4% |
| 短期入所療養介護（老健） | 0 | 0 | 0 | 84 | 0 | — | — |
| 福祉用具貸与 | 13,312 | 13,525 | 13,673 | 14,951 | 11,945 | 112.3% | 88.3% |
| 特定福祉用具販売 | 648 | 648 | 648 | 751 | 361 | 115.9% | 55.6% |
| 住宅改修 | 1,244 | 1,244 | 1,244 | 354 | 170 | 28.5% | 13.7% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 642 | — | — |
| 小規模多機能型居宅介護 | 43,927 | 43,951 | 43,951 | 48,298 | 48,489 | 109.9% | 110.3% |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 13,289 | 13,334 | 13,409 | 13,353 | 10,104 | 100.5% | 75.8% |
| 合計 | 374,691 | 391,950 | 392,173 | 351,134 | 345,719 | 93.7% | 88.2% |

[出典]地域包括ケア見える化システム（実行管理）

■サービス別給付費の対計画比



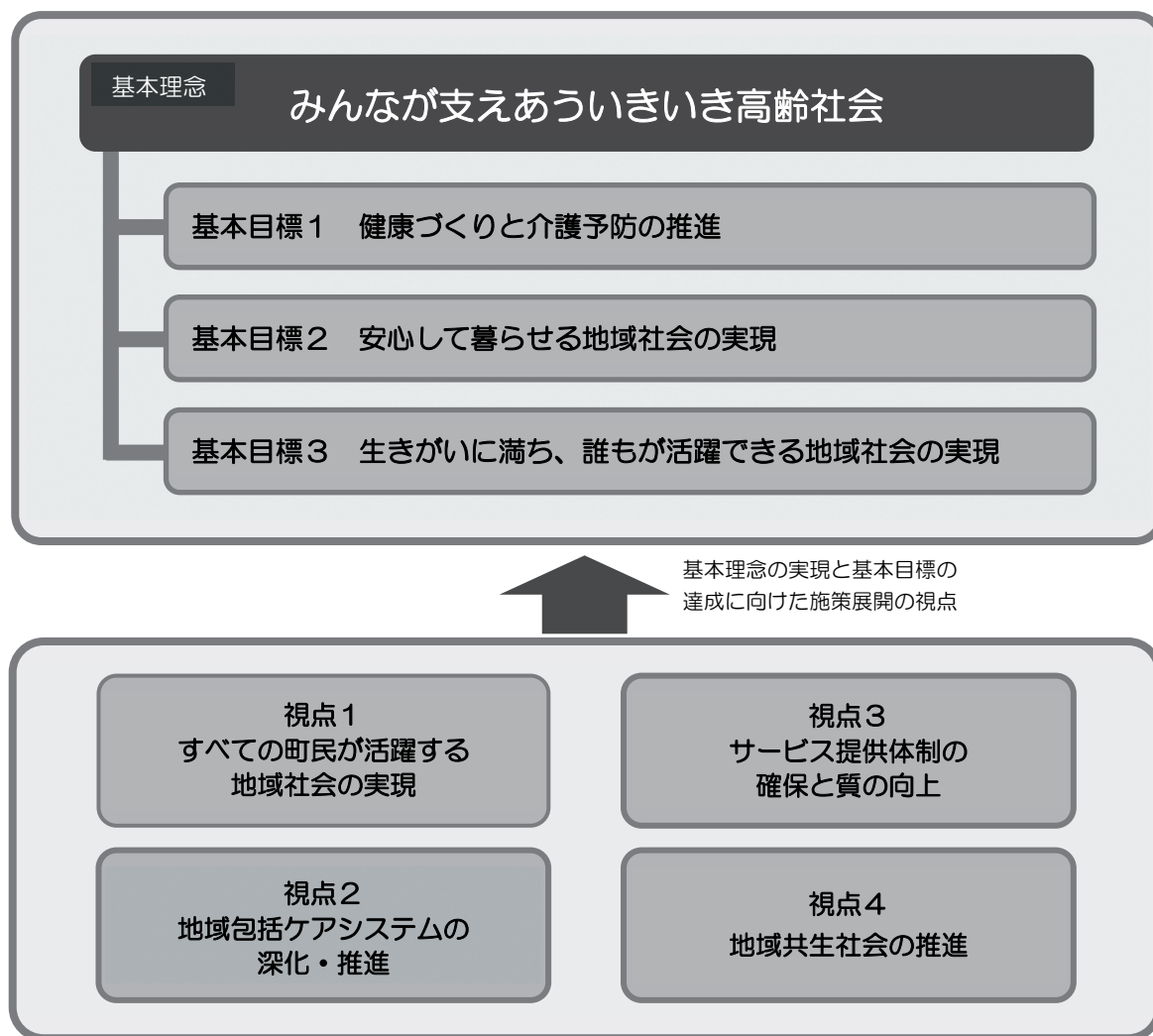
第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第8期計画では、『みんなが支えあういきいき高齢社会』を基本理念(目指すべき姿)として、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、一人ひとりの自立と尊厳を支えることができるよう、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業のさらなる充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目的として計画を推進しました。

第9期計画においても、地域の実情を踏まえた上で地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を進めるため、『みんなが支えあういきいき高齢社会』を基本理念として継承し、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指します。

また、この基本理念を実現するため、3つの基本目標と4つの視点に立った施策の展開を図ります。



2. 基本目標

基本理念（目指すべき姿）の実現に向け、計画期間の3年間で実現すべきこととして3つの基本目標を設定し、高齢者施策の体系的推進と円滑な実施を目指します。

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

町民一人ひとりが、主体的に健康づくりを実践し、健康寿命の延伸を目指します。そのため、生活習慣の改善など生涯を通じた健康づくりを推進し、多様化するニーズを踏まえながら、個人の主体的な取組を支援します。

高齢者が病気や障がいにより身体活動量が低下すると、生活不活発病を発症しやすくなります。高齢者自身がいきいきとした生活を送るため、介護予防の取組を充実させ、高齢者の生活機能の維持・改善を推進します。

基本目標2 安心して暮らせる地域社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていくには、高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが十分に提供され、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備が必要です。

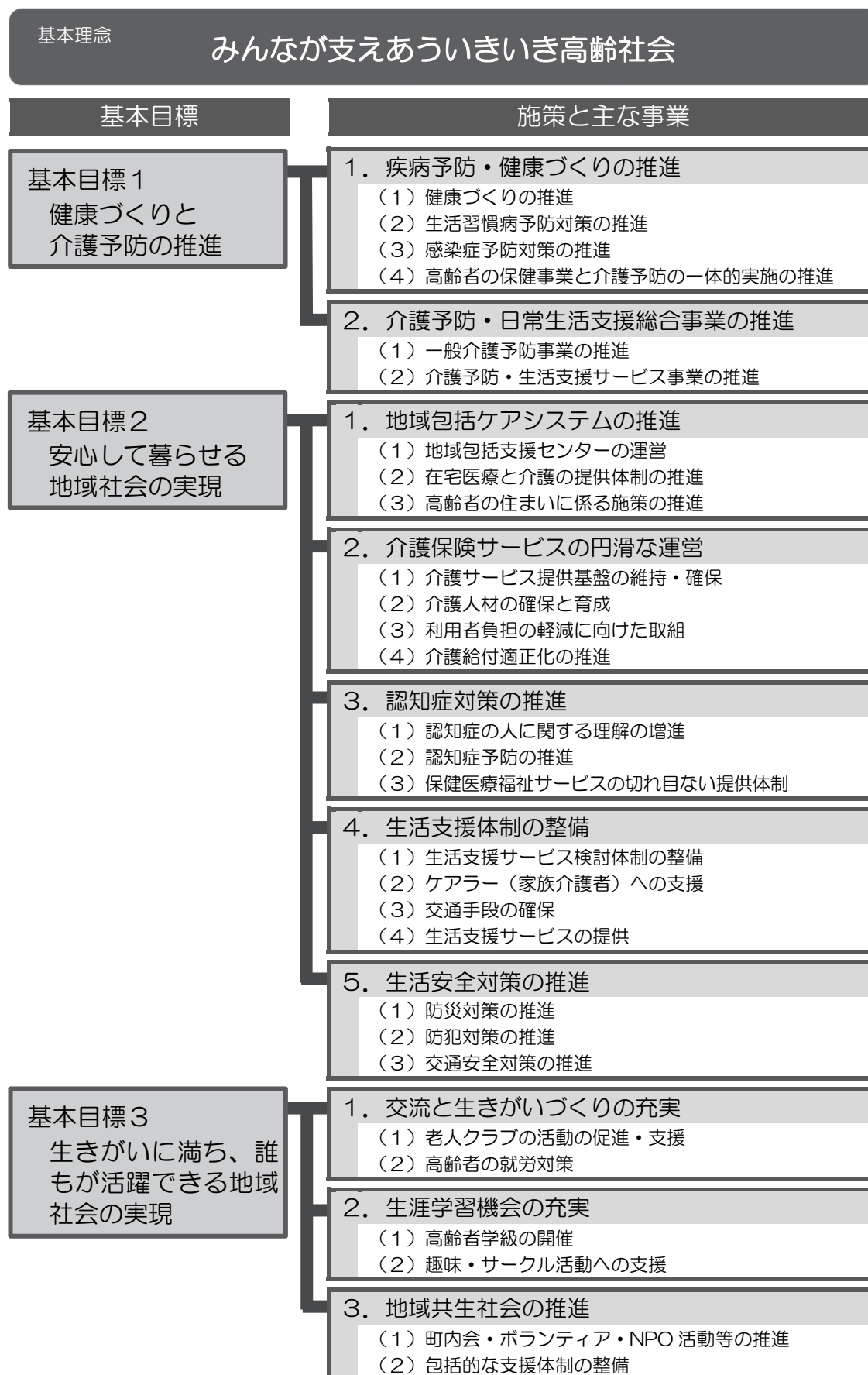
高齢者が自立した生活を送れるよう、すべての高齢者の生活を地域全体で支えるため、地域の住民、企業、各種団体、NPO、行政などの密な連携のもと、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。

基本目標3 生きがいに満ち、誰もが活躍できる地域社会の実現

健康寿命の延伸や生活の質の向上を推進し、健やかで活力ある地域社会を築くため、介護予防に重点を置いた健康づくりを支援するとともに、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、高齢者の体力づくりを支援していきます。

また、高齢者一人ひとりが、それまでに培ってきた知識・技能・経験などを活かし、いつまでも元気で、地域の一員として積極的な関わりを持ちながら、生きがいのある暮らしを続けるとともに、地域の活性化に貢献できるよう、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを目指します。

3. 施策体系



第5章 施策の展開

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

1. 疾病予防・健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

- 老人クラブやサロン等での健康教育、健康相談を今後も継続し、高齢者の健康増進に関する普及・啓発を図ります。
- 町広報紙や町ホームページ等の各種媒体を活用し、高齢者の健康づくりに関する周知・啓発を図ります。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

- 特定健診及びお達者健診を推進し、個人が自身の身体の状態を理解して主体的に生活習慣の改善を選択できるよう支援するとともに、予防可能な生活習慣病の発症及び重症化予防を図ります。
- がんの早期発見・早期治療に向けて、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。今後も、医療機関と連携して町民が受診しやすいがん検診の機会を確保するとともに、がん予防に必要な情報を発信します。
- 特定健診及びお達者健診の受診率向上を図るため、町民が受診しやすい環境づくりに努めます。また、電話や対面等による受診勧奨や外部委託等を活用した未受診者対策を継続するとともに、リピーター率向上に向けた取組を推進します。

(3) 感染症予防対策の推進

- 高齢者の感染症を予防するため、高齢者インフルエンザ一部助成事業、高齢者肺炎球菌ワクチン一部助成事業及び带状疱疹予防接種の助成を通じて、予防接種の接種促進を図ります。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

- 生活習慣病や介護状態の重症化予防を図るため、医療・健診・介護データを活用した健康づくりと介護予防・フレイル予防等を一体的に推進します。
- 介護予防教室など既存の介護予防に関する事業の中で保健指導の場を持ち、疾病の重症化予防を図るための取組を継続します。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、高齢者の自立支援に役立つ取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持っていきいきと生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

一般介護予防事業の対象者は、すべての第1号被保険者とその支援のための活動に関わる方が対象となります。

①介護予防把握事業

- 特定健診及びお達者健診の健診結果や質問票の回答結果、健康相談等の場を活用して介護予防を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげます。
- 健診や通いの場を活用しない高齢者や状況不明者の状況を把握するため、庁内関係部署及び関係機関との連携を図り、介護予防を必要とする高齢者の把握に努めます。

②介護予防普及啓発事業

- 運動機能の低下や認知症の予防のための介護予防教室を開催するとともに高齢者の参加促進を図ります。
- 高齢者の集まりに積極的に出向き、介護予防に関する知識の普及に努めます。

③地域介護予防活動支援事業

- 地域における住民主体の介護予防活動の継続及び充実に向けて後方支援を行います。
- ふまねっと体験会等の開催を通じて、住民が主体となった活動の担い手づくりを推進します。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- 高齢者サロン、認知症予防教室等、一般介護予防事業にリハビリテーション専門職が関与し、介護予防活動の質の向上を図ります。
- 地域ケア個別会議にリハビリテーション専門職が参加し、個別ケースにおける自立支援に向けた多職種連携による協議を行います。
- 今後は一般介護予防事業だけではなく、地域支援事業の様々な活動に対するリハビリテーション専門職の関与を促進するための検討を進めます。

■リハビリテーションに関する目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| リハビリ相談、個別支援利用者数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 介護予防活動や集いの場へのリハビリテーション専門職の関与回数 | 13回 | 14回 | 15回 |
| リハビリテーション専門職の地域ケア会議への参加回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

⑤自立支援・重度化防止に向けた目標設定

- 高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・重度化防止の取組を推進するため、下記目標を設定します。

■自立支援・重度化防止に向けた目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 老人クラブやサロン等での健康教育、健康相談の開催回数 | 10回 | 10回 | 10回 |
| 介護予防に資する通いの場への65歳以上参加者数（月平均） | 100人 | 110人 | 120人 |
| 地域ケア個別会議での自立支援に向けたケースの検討数 | 2回 | 2回 | 2回 |

（2）介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、一人暮らし世帯が増加し支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援のニーズ量が増加したことにより、介護事業所だけでなく、ボランティアや民間企業など多様な方向から、住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりを提供することが必要です。

①訪問型サービス

- 要支援1・2と認定された方に対して、従来の訪問介護相当サービス（訪問介護員による身体介護や生活援助）を提供します。
- 訪問介護員の人材不足が懸念されるため、人材確保に向けた対策を進めるとともに、サービスを継続するための施策の検討を進めます。

②通所型サービス

- 要支援1・2と認定された方に対して、従来の通所介護相当サービス（通所による生活機能向上のための機能訓練）を提供します。
- 通所型サービスにおいても人材不足が懸念されるため、人材確保に向けた対策を進めるとともに、サービスを継続するための施策の検討を進めます。

③その他の生活支援サービス

- 生活支援コーディネーターとの連携により、地域のニーズや資源等の実情を把握するとともに、町が独自に実施している在宅福祉サービスとの兼ね合いを含めて新たなサービスの検討を進めます。

基本目標2 安心して暮らせる地域社会の実現

1. 地域包括ケアシステムの推進

令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者や要介護認定者が大幅に増加することが予測されています。そのため、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限に活かしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動の展開が進められます。

（1）地域包括支援センターの運営

①介護予防ケアマネジメント業務

- 要支援認定者に対して本人の状況等を踏まえた目標を設定し、利用者本人が必要なサービスや地域の社会資源を主体的に利用し、地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行います。

【主な業務、取組等】

- 適切なアセスメントの実施と利用者の目標設定
- 関係機関、地域の社会資源（インフォーマルも含む）を活用したケアプランの作成
- 定期的な目標の達成度についての評価、見直し

②総合相談支援業務

- 高齢者からの相談への支援を行うとともに、地域における適切な保健、医療、福祉サービス等の情報提供と各種制度の利用につなげる等の支援を行います。
- 複雑化・複合化する相談内容に対応するため、関係機関との連携を通じて支援内容の向上を図ります。
- 通常開設時間以外は電話相談で24時間対応を行います。

【主な業務、取組等】

- 地域包括支援センター業務の周知活動
- 身近な相談窓口機能の充実を図るための相談会やサロンなどの活動
- 生活支援コーディネーターとの連携による個別生活課題、地域課題等の実態把握

③権利擁護支援業務

- 高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度等の活用など、高齢者が安心して生活できるよう権利を守ります。また相談から必要に応じて情報提供を行うとともに関係機関と連携を図りながら支援を行います。

【主な業務、取組等】

- 虐待などが発生した場合、各関係機関と連携して迅速に対応し、虐待防止策を講じます。
- 成年後見制度の周知と利用促進、申し立て等の支援
- 日常生活自立支援事業の利用促進
- 高齢者の消費者被害の未然防止と被害救済及び拡大防止における相談支援

④包括的・継続的ケアマネジメント業務

- 在宅、施設にかかわらず、医療機関、介護関係従事者を含めた関係機関による連携体制を構築し、地域の包括的・継続的ケアを実施するための連絡会議を開催します。
- ケアマネジメントの質の向上及び複雑化した相談内容への対応力向上を図るため、介護支援専門員等への支援を行います。

【主な業務、取組等】

- 羅臼町介護支援専門員連絡会議の開催
- 診療所・介護支援専門員会議の開催
- 介護支援専門員に対して、支援困難事例等に対する個別相談、助言及び事例検討会、研修会等の実施

⑤地域ケア会議推進業務

- 総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務で把握した困難事例等に対し、多職種連携による課題解決に向けたケアマネジメント支援を行います。

【主な業務、取組等】

- 総合相談や介護支援専門員等から情報収集した困難事例等に対し、解決に向けた支援の在り方を検討するため、地域ケア個別会議を開催します。
- 地域ケア個別会議で明らかになった地域課題を検証し、社会資源や福祉施策を検討します。

(2) 在宅医療と介護の提供体制の推進

- 地域包括支援センターが主体となり、医療と介護が連携し、町民一人ひとりに対して途切れることのない一貫したサービスが提供できるよう、多職種連携のための意見交換を継続するとともに、関係機関や町民の理解を深めるための研修会を開催します。
- 最期は医療機関でと考える町民が多く、在宅医療と看取りに対するニーズは高くなってきています。そのため、今後も関係機関と連携し、在宅医療の充実に向けた取組を検討します。

(3) 高齢者の住まいに係る施策の推進

①住宅改修に対する支援

- 高齢者が地域で安心して所有する住宅での生活を続けるため、住宅改修が必要な高齢者に対しては、介護保険による住宅改修の適切な利用を支援しており、今後も、住宅改修の支援を継続します。

②住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- 居住環境の質の確保を図るため、介護相談員の活用等により未届けの有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が確認された場合は、北海道に情報提供を行います。

2. 介護保険サービスの円滑な運営

(1) 介護サービス提供基盤の維持・確保

① 居宅サービス

- 高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、適切なサービス供給量の確保を図ります。

② 地域密着型サービス

- 地域密着型サービスは、高齢者が要介護（支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じて実施する多様で柔軟なサービスです。
- 今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、サービス基盤の整備に関して適切な対応を行います。

③ 施設サービス

- 施設サービスは、24時間介護を必要とするなど在宅での生活が困難な要介護者を対象としており、利用者にとって需要の高いサービスです。
- 今後も、施設サービス供給量の確保や補完的なサービスが提供できるよう、施設サービス体制の充実に努めます。

(2) 介護人材の確保と育成

① 介護支援専門員及び介護職員の養成

- 一般住民、学生に対し、介護支援専門員及び介護職員に関するPR活動を実施し、将来に向けた人材の養成と確保を強化します。
- 介護従事者等に介護福祉士実務者研修等の受講料を支援し、介護従事者等のキャリアアップに向けた取組を支援します。

② 介護職員の確保、潜在的人材の復職・再就職への支援

- 不足する介護職員の確保を強力に進めるほか、町内における潜在的人材の復職の機会を確保するため、町内の介護施設等に介護職員として採用（予定）される方に対しては、着任準備支度金を無利子で貸し付けます。

③ 介護職員職場環境改善への取組

- 安定した介護サービスを継続するために介護職員の離職防止に取り組みます。新たな人材を確保したあと安心して働いてもらうため、また介護職員の高齢化も懸念されるため介護ロボット等のICT機器導入により職場環境の改善を目指します。

(3) 利用者負担の軽減に向けた取組

- 令和5年度に開始したマイナンバーカードを用いた介護保険ワンストップサービスの提供を継続します。
- 食費と居住費が軽減される「介護保険負担限度額認定」と、社会福祉法人等による生計困難者等を対象とした「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」を通じて、利用者の費用負担軽減を図ります。
- 上記負担軽減に関する取組に関して、町広報紙や町ホームページ等による周知を図ります。

(4) 介護給付適正化の推進

介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的として介護給付適正化を推進しています。

国では、介護給付適正化事業の主要5事業を再編し、3事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検）として推進するとしています。

本町では国が示す3事業を推進し、介護給付費の適正化を図ります。

①要介護認定の適正化

- 要介護認定の変更認定、又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問及び書面等の審査を通じて点検するものです。
- 新規申請については町職員が実施し、公正かつ中立性を確保した認定調査業務の推進に努めます。また、新規申請以外については、町職員や委託による認定調査を実施します。
- 認定調査員には定期的に研修の場を提供するなど、必要な知識や技術の習得と質的向上を図り、適切な認定業務を推進します。

②ケアプラン等の点検

- ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）に基づき、町内のケアマネジャーの資質と専門性の向上、並びにケアマネジメントの独立性と中立性の推進を図ります。
- 住宅改修等の申請時に、写真による施工場所の確認や工事見積書の点検を実施します。また、工事施工後には、現地確認を行い、申請に即した適切な住宅改修がなされているか確認します。
- 福祉用具の点検については、福祉用具の必要性や利用状況等の確認を行い、適切に実施されているか審査します。また、申請時には、適切な福祉用具の利用ができるよう、リハビリテーション専門職が助言・指導ができる体制を整備します。

③医療情報との突合・縦覧点検

- 受給者ごとに介護報酬の支払状況や後期高齢者医療、国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合することで、提供されたサービスの整合性の点検や医療と介護の請求内容の誤り等を早期に発見し適切な処置を行います。

■介護給付適正化事業の取組目標

| 区 分 | 取組目標 |
|----------------|---|
| ①要介護認定の適正化 | 訪問調査に関する認定調査状況の内容点検を全件実施します。 |
| ②ケアプラン等の点検 | 北海道介護支援専門員協会とケアプラン点検業務を委託し、年1回ケアプランの点検を実施します。 住宅改修施行後の現地確認及び利用状況等の確認を全件実施します。 福祉用具の必要性や利用状況等の確認を行い、適切に実施されているかを全件審査します。 |
| ③医療情報との突合・縦覧点検 | 国民健康保険団体連合会への業務委託により全件実施します。 |

3. 認知症支援対策の推進

国では、令和7年には700万人（高齢者の5人に1人）に達すると言われる認知症の人の増加を背景に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を令和6年1月1日に施行し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう様々な取組を推進しています。

本町においても、「認知症施策推進総合戦略」「認知症施策推進大綱」に沿った認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの作成、認知症サポーターの養成など、認知症に対する総合的な対策を推進します。

(1) 認知症の人に関する理解の増進

①認知症の正しい理解の普及・啓発

- 町広報紙や町ホームページ等を通じて認知症に関する情報を発信し、町民への普及・啓発を図ります。
- 国際アルツハイマー病協会（ADI）は、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定しています。本町においても、毎年9月に認知症関連書籍を庁舎内に設置・紹介するなど、認知症やアルツハイマー病への啓蒙に努めます。

②認知症サポーターの養成

- 認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人やその家族を温かい目で見守ることのできる認知症サポーターの養成を推進し、地域ぐるみで見守る体制づくりを推進します。
- 児童生徒向けの認知症サポーター養成講座を継続するとともに、職域を対象とする認知症サポーター養成講座の開催を検討します。

■認知症サポーター養成の取組目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 認知症サポーター養成講座修了者数 | 40人 | 40人 | 40人 |

③ステップアップ講座の開催

- ステップアップ講座とは、認知症サポーター養成講座受講者を対象に、認知症に関する基礎知識・理解を深めるための講座であり、チームオレンジの活動に参画するなど、より実際の支援活動につなげることを目的としています。
- 認知症サポーターの養成と併せてステップアップ講座の開催に向けた検討を進めます。

■ステップアップ講座の取組目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| ステップアップ講座修了者数 | 5人 | 5人 | 5人 |

④認知症ケアパスの普及・促進

- 認知症が疑われる場合に、本人やその家族がいつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の普及を推進します。
- 認知症ケアパスのさらなる充実を図るため、内容の点検を進めるとともに効果的な普及方法を検討します。

（2）認知症予防の推進

- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等を充実させます。
- 疾病の発症予防と重症化予防が認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見、早期対応につながる可能性があることから、サロン等の通いの場や介護予防事業等において保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談活動を推進します。

（3）保健医療福祉サービスの切れ目ない提供体制

①認知症地域支援推進員の配置

- 認知症の人と医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員の配置を継続します。
- 認知症の人が医療機関で円滑に相談ができるよう「連携シート」を作成し、その活用を促進します。
- 認知症地域支援推進員の活動による認知症の理解、知識の普及により、認知症サポーターの活動を支援します。

②認知症初期集中支援チームの設置

- 複数の専門職が家族の訴えにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置を継続します。

③チームオレンジの設置検討

- 認知症の人の外出支援、見守り・声掛け、話し相手などの活動を行うチームオレンジの設置に向けて、ステップアップ講座の開催など町内の実情を踏まえた取組を検討します。

■チームオレンジの設置に向けた取組目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| チームオレンジの設置 | 設置検討 | 設置 | 設置 |

④認知症カフェの普及

- 認知症カフェ（あずまし茶屋）を継続して開催するとともに、参加する年齢層を拡大しながら認知症カフェの地域住民主体での運営に向けた支援を行います。また、認知機能低下などの症状があっても楽しむことができる内容となるよう、認知症カフェの運営を行います。
- 既存の集会やサロンに認知症地域支援推進員などの専門職を派遣し、認知症カフェと同等機能を付加します。

■認知症カフェの取組目標

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 認知症カフェ（あずまし茶屋）の開催数 | 12回 | 12回 | 12回 |

⑤認知症バリアフリーの推進

- 認知症等によるひとり歩きが心配される方を対象として見守りを行う「ひとり歩き高齢者見守り・早期発見事業」を継続するとともに、町民への周知を図ります。

⑥介護者家族の集いの開催

- 家族介護者に対する支援を行う「介護者家族の集い」はコロナ禍により中断しているため、介護者の実情やニーズを改めて把握した上で、再開に向けた検討を進めます。

4. 生活支援体制の整備

地域から孤立した高齢者や、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」世帯の増加などが見込まれることから、高齢者やその家族に対する生活支援サービスの充実を図っていくことが必要とされています。

(1) 生活支援サービス検討体制の整備

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を継続し、地域における生活支援のニーズ把握やサービス提供の担い手となる人材の発掘を推進します。
- 生活支援コーディネーターの活動や生活支援サービスに関する協議を行う「協議体」を通じて、新たな生活支援サービスの創出に向けた検討を行います。

(2) ケアラー（家族介護者）への支援

- 地域包括支援センターの総合相談等において、介護保険サービスの利用などケアラーの介護負担軽減に向けた支援を行います。
- ケアラーが在宅で行っている介護の実態と支援ニーズの把握に努め、必要とされる支援を提供できるよう関係機関を含めて検討を行います。

(3) 交通手段の確保

①福祉有償運送の実施

- 社会福祉法人及びNPO法人において福祉有償運送が実施されており、引き続き福祉有償運送の実施を支援します。

②その他の交通手段の検討

- 地域公共交通計画検討会議の開催を通じて、地域公共交通に係る町民ニーズを把握するとともに、地域の実情に合った新たな地域公共交通の実現に向けた検討を進めます。

(4) 生活支援サービスの提供

①配食サービス事業

- 調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

②除雪サービス

- 冬期間の緊急事態に備え、業務委託により対象者宅の玄関前から主要通路までの除雪を行っており、今後も町内会や民生委員の協力を得ながら事業を継続します。

③安否確認サービス（電話サービス）

- 一人暮らし高齢者を対象に、電話又は週に1回の訪問による安否確認を行います。

④緊急通報システム

- 在宅の一人暮らし高齢者に対し家庭用緊急通報機器を設置し、急病、事故等の緊急事態における迅速な救援活動ができる体制を整備しており、引き続き必要とされる方々への普及に努めます。
- 携帯電話が広く普及している状況を注視し、今後の緊急通報システムの方向性を検討します。

5. 生活安全対策の推進

(1) 防災対策の推進

①防災に関する啓発活動の推進

- 防災ハザードマップの周知や防災訓練の実施、防災情報メール等を通じて「自助」「共助」「公助」などの防災意識の高揚を図ります。

②避難行動要支援者への支援

- 避難行動要支援者（災害時に支援を必要とする人）の名簿を更新し、町内会などと共有することで、有事の際に迅速に支援ができるよう備えます。
- 災害が発生したときに避難行動要支援者の避難を支援するため、個別避難計画の策定を推進します。

③防災用資機材及び災害時備蓄品の整備

- 役場庁舎及び避難所への防災用資機材や災害時備蓄品の整備を推進します。

④介護サービス事業所等への支援

- 災害発生時に適切な対応を行うことができるよう、介護サービス事業所等に対して防災に関する情報提供を行い、適切な災害対策の実施を支援します。

(2) 防犯対策の推進

- 防犯協会、警察署等の関係機関との連携により、高齢者に対して防犯、消費者被害に対する情報提供や意識啓発を図り、自己防衛策や対処法などの安全教育に努めます。

(3) 交通安全対策の推進

- 人の波運動などの交通安全啓発運動など、関係機関と連携を図りながら、交通安全に関する知識の普及啓発に努めます。
- 高齢歩行者や高齢ドライバーによる事故防止に向けて、家庭、地域関係機関・団体との連携を強化し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

基本目標3 生きがいに満ち、誰もが活躍できる地域社会の実現

1. 交流と生きがいつくりの充実

明るく活気に満ちた超高齢社会を確立するためには、高齢者の自主的で活発な地域貢献活動や様々な社会活動を通じて、地域社会の中で自らの経験や知識、技術等を活かして、積極的に役割を果たしながら、ともに支えあう地域社会づくりの構築が必要です。

(1) 老人クラブの活動の促進・支援

- 会員数が減少傾向にありますが、老人クラブの魅力ある活動が促進されるよう、引き続き支援を実施します。

(2) 高齢者の就労対策

- 高齢者が地域の中で生きがいを持って過ごすためには、豊かな経験と知識を持った高齢者が存分に力を発揮できる場が必要です。今後は働き方や働く内容など高齢者の就労ニーズを把握するとともに、ハローワーク等の就労関係機関との連携により就労機会創出に努めます。

2. 生涯学習機会の充実

高齢者が生きがいを持って暮らし活躍できるよう、高齢者の生涯学習、文化・スポーツ活動等の様々な社会参加の取組に対し、高齢者の多様性と自主性を十分に尊重しながら、必要な支援を行います。

(1) 高齢者学級の開催

- 生きがい感や笑うことを目標に活動しています。プログラムの充実と学級生が自ら企画する“やりたいことの実現”ができる学級運営を実施します。
- 参加者が固定化し新規参加者が少ない状況から、若い世代の新規参加者の獲得に向けた取組を検討します。

(2) 趣味・サークル活動への支援

① 高齢者スポーツ事業への支援

- 高齢者が、日常生活の中に運動やスポーツを取り入れることのできる情報提供と取組方法を普及するため、関係機関やNPO法人羅臼スポーツクラブらいつとの連携を強化し、高齢者スポーツ事業への支援を行います。

②各種教室・講座の開催

- 自らの健康管理に努め、運動・スポーツに親しみ、生きがいを感じながら社会的交流を深めることが重要との観点から、福祉関連機関・教育機関・NPO法人羅臼スポーツクラブら等との連携を強化し、各種教室・講座を開催します。「知床学講座」については、参加しやすいプログラムの開発や、周知方法の工夫を開催していきます。

3. 地域共生社会の推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

高齢者や子ども、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のすべての住民が役割を持ち、支えあうことが大切です。

(1) 町内会・ボランティア・NPO 活動等の推進

- 羅臼町社会福祉協議会が進めている小地域ネットワーク構築の具現化を中心に支援しており、今後も羅臼町社会福祉協議会と連携を図り、支援を継続します。

(2) 包括的な支援体制の整備

- 地域における多様で複合的な課題については、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面がでてくることが想定されます。そのため、分野を超えた地域生活課題について関係機関との連携を通じて包括的に相談に応じる体制づくりを推進します。

第6章 第9期介護保険事業計画

1. 介護保険事業の制度改正について

(1) 介護報酬の改定

今回の制度改正では、第1号被保険者の保険料負担率(23.0%)の見直しは行われませんが、介護報酬の引き上げ(+1.59%)が予定されています。

このうち、0.98%が介護職員の処遇改善部分に充てられ、残り0.61%が実質的なサービスの改定となっており、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどは令和6年6月に改定が施行され、他のサービスは令和6年4月施行されます。また、この改定により特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額にも影響があります。

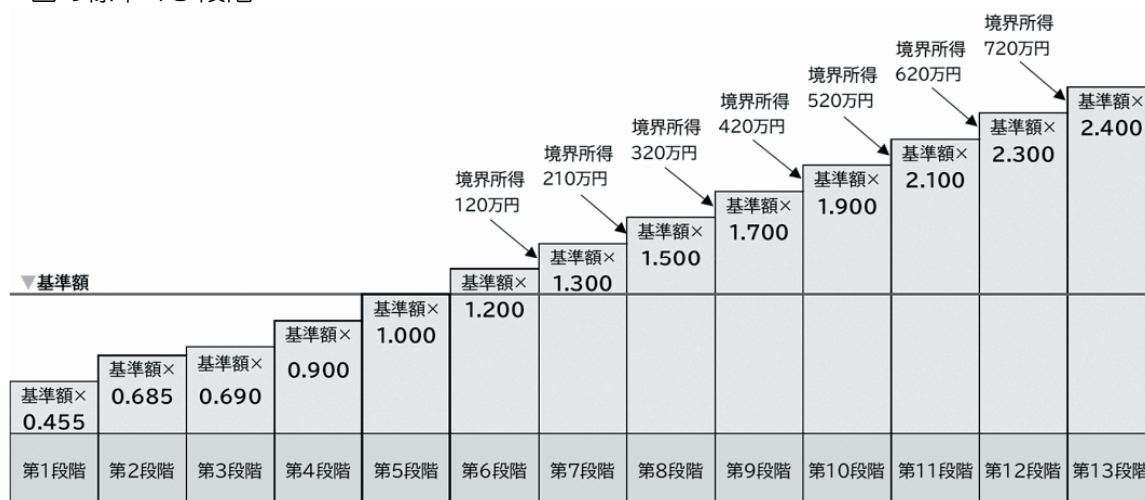
(2) 保険料段階及び基準所得金額等の変更

今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階9段階から13段階への多段階化が実施されます。

この見直しにより高所得者の標準乗率（保険料基準額に対する各段階別保険料の割合）の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが行われ、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されます。併せて、第1段階から第3段階の低所得者層に対しては公費による軽減強化も実施されます。

本町では第8期計画期間において国の標準9段階を適用して介護保険料を算定しており、今回も国の標準13段階に合わせて多段階化を行います。

■ 国の標準 13 段階



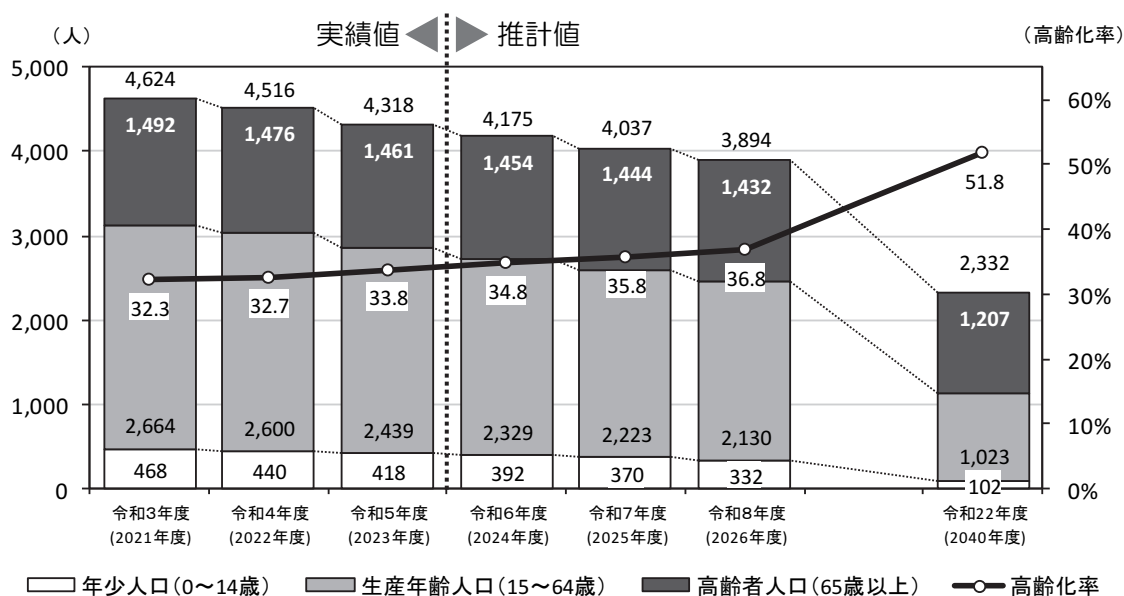
2. 将来推計

(1) 総人口の推計

本町の総人口は今後も減少する見通しとなっており、令和8年度は3,894人、令和22年には2,332人になると見込まれます。

高齢者人口は令和6年度以降も減少が続くと予測され、令和8年度は1,432人、令和22年には1,207人になると見込まれます。

■ 総人口の推移



| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|--------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| | | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和22年 (2040) |
| 総人口 | 人 | 4,624 | 4,516 | 4,318 | 4,175 | 4,037 | 3,894 | 2,332 |
| 年少人口 (0~14歳) | 人 | 468 | 440 | 418 | 392 | 370 | 332 | 102 |
| | % | (10.1%) | (9.7%) | (9.7%) | (9.4%) | (9.2%) | (8.5%) | (4.4%) |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 人 | 2,664 | 2,600 | 2,439 | 2,329 | 2,223 | 2,130 | 1,023 |
| | % | (57.6%) | (57.6%) | (56.5%) | (55.8%) | (55.0%) | (54.7%) | (43.8%) |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 人 | 1,492 | 1,476 | 1,461 | 1,454 | 1,444 | 1,432 | 1,207 |
| | % | (32.3%) | (32.7%) | (33.8%) | (34.8%) | (35.8%) | (36.8%) | (51.8%) |

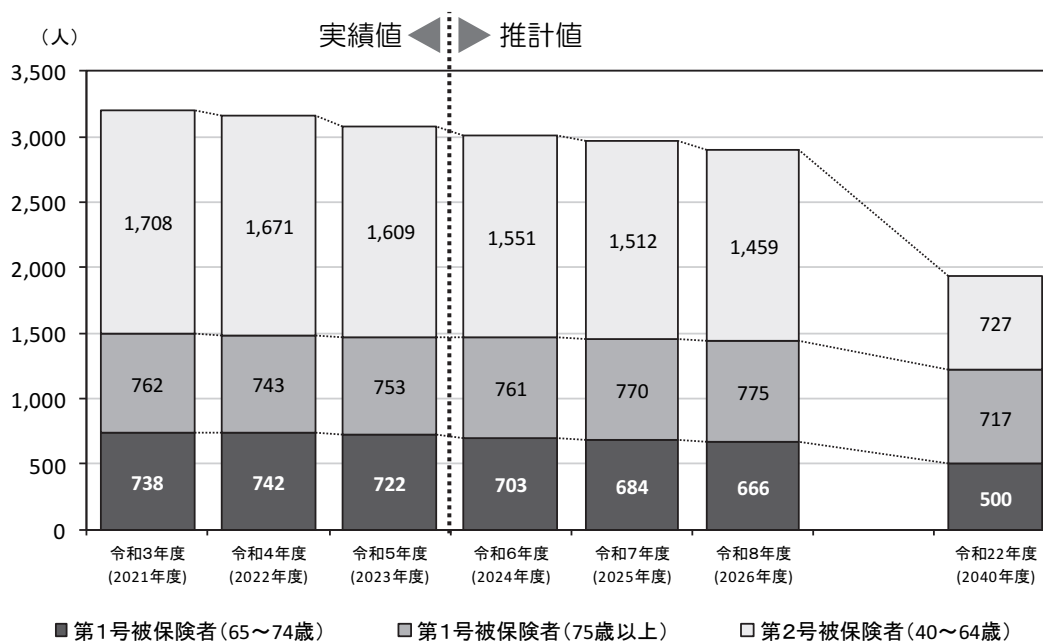
※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値
※（ ）内は総人口に占める割合

(2) 被保険者数の推計

第1号被保険者数は令和6年度以降も減少すると予想していますが、内訳をみると後期高齢者は令和8年までは増加すると見込まれます。

第2号被保険者数は一貫して減少が続き、令和8年度には1,459人、令和22年度には727人となる見込みです。

■被保険者数の推移



| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和22年 (2040) |
| 第1号被保険者 (65歳以上) | 1,500 | 1,485 | 1,475 | 1,464 | 1,454 | 1,441 | 1,217 |
| 65~74歳 (前期高齢者) | 738 | 742 | 722 | 703 | 684 | 666 | 500 |
| 75歳以上 (後期高齢者) | 762 | 743 | 753 | 761 | 770 | 775 | 717 |
| 第2号被保険者 (40~64歳) | 1,708 | 1,671 | 1,609 | 1,551 | 1,512 | 1,459 | 727 |

※第1号被保険者実績値：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）、

第2号被保険者実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）

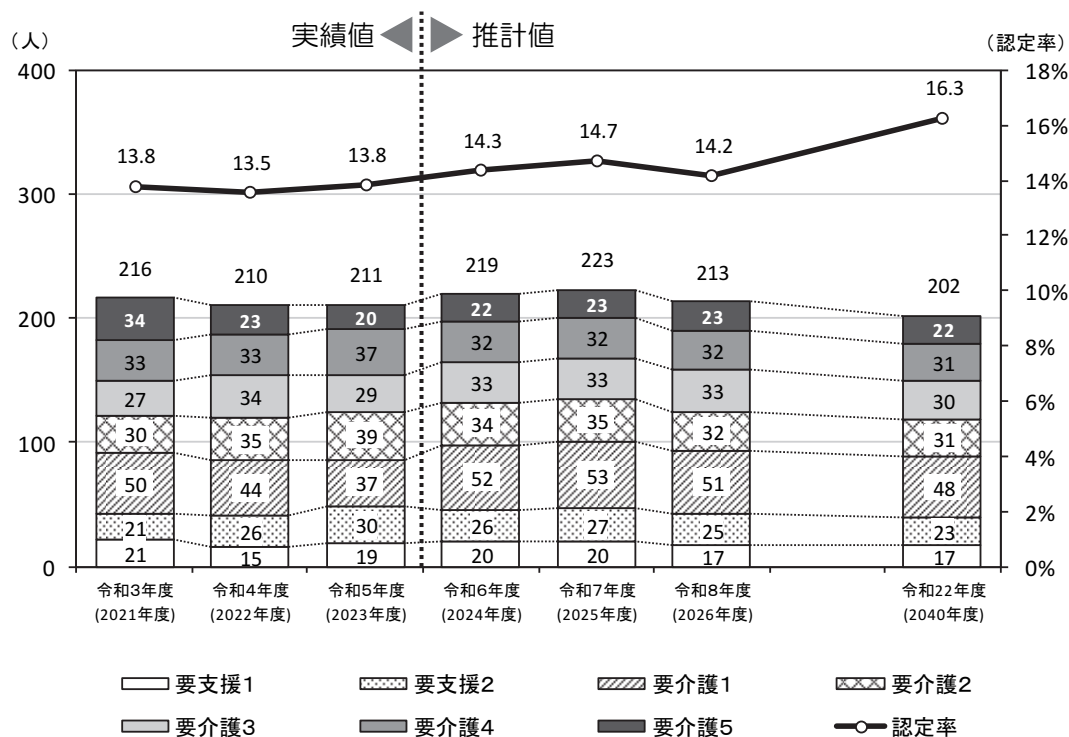
※推計値：第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

(3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和7年度まで増加したあと、令和8年度から減少すると予測しており、令和8年度は213人、令和22年度には202人になると見込んでいます。

また、要介護認定率は後期高齢者の増加に伴って上昇すると予測しており、令和8年度は14.2%、令和22年度には16.3%になると見込んでいます。

■要介護認定者数の推移



| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和22年 (2040) |
| 要介護認定者数 | 216 | 210 | 211 | 219 | 223 | 213 | 202 |
| 要支援1 | 21 | 15 | 19 | 20 | 20 | 17 | 17 |
| 要支援2 | 21 | 26 | 30 | 26 | 27 | 25 | 23 |
| 要介護1 | 50 | 44 | 37 | 52 | 53 | 51 | 48 |
| 要介護2 | 30 | 35 | 39 | 34 | 35 | 32 | 31 |
| 要介護3 | 27 | 34 | 29 | 33 | 33 | 33 | 30 |
| 要介護4 | 33 | 33 | 37 | 32 | 32 | 32 | 31 |
| 要介護5 | 34 | 23 | 20 | 22 | 23 | 23 | 22 |
| 要介護認定率 | % | 13.8 | 13.8 | 14.3 | 14.7 | 14.2 | 16.3 |

※実績値：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）、推計値：男女年齢5歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

3. サービス見込量の推計

(1) 介護給付事業

第9期計画期間及び令和22年度における介護給付サービスの利用者数については、サービス別の利用率と要介護認定者数の推計結果をもとに、次のように見込みます。

① 居宅サービス

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和22年度 (2040) |
| 訪問介護 | 回/月 | 404.5 | 329.3 | 357.9 | 408.5 | 408.5 | 408.5 | 326.8 |
| | 人/月 | 33 | 16 | 24 | 24 | 24 | 24 | 21 |
| 訪問入浴介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問看護 | 回/月 | 27.6 | 18.9 | 15.0 | 26.0 | 26.0 | 26.0 | 26.0 |
| | 人/月 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 訪問リハビリテーション | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅療養管理指導 | 人/月 | 2 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 通所介護 | 回/月 | 559.0 | 358.0 | 230.0 | 262.2 | 262.2 | 262.2 | 239.3 |
| | 人/月 | 52 | 35 | 25 | 25 | 25 | 25 | 23 |
| 通所リハビリテーション | 回/月 | 116.8 | 110.3 | 93.2 | 103.6 | 103.6 | 103.6 | 96.4 |
| | 人/月 | 22 | 20 | 15 | 17 | 17 | 17 | 16 |
| 短期入所生活介護 | 日/月 | 5.4 | 0.4 | 41.0 | 48.0 | 48.0 | 48.0 | 48.0 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 人/月 | 80 | 57 | 50 | 53 | 54 | 51 | 47 |
| 特定福祉用具購入費 | 人/月 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 住宅改修費 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 3 | 19 | 23 | 25 | 25 | 24 | 23 |

※令和5年度の実績値は見込み

②地域密着型サービス

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|----------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 20 | 20 | 17 | 20 | 20 | 19 | 18 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 12 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 25 | 25 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※令和5年度の実績値は見込み

③施設サービス

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|-----------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 介護老人福祉施設 | 人/月 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 介護老人保健施設 | 人/月 | 7 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 介護医療院 | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 介護療養型医療施設 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | | | | |

※令和5年度の実績値は見込み

④居宅介護支援

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 居宅介護支援 | 人/月 | 83 | 60 | 58 | 62 | 63 | 63 | 55 |

※令和5年度の実績値は見込み

(2) 予防給付事業

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、過去のサービス別の利用率と要支援認定者の推計をもとに、次のように見込みます。

① 居宅サービス

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 12 | 10 | 19 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 8.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 19 | 19 | 19 | 23 | 23 | 20 | 19 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人/月 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防住宅改修 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※令和5年度の実績値は見込み

② 地域密着型介護予防サービス

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回/月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※令和5年度の実績値は見込み

③ 介護予防支援

| | | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 令和22年度(2040) |
| 介護予防支援 | 人/月 | 25 | 21 | 26 | 25 | 25 | 25 | 22 |

※令和5年度の実績値は見込み

(3) 介護保険サービス事業費

①介護給付事業費

第9期計画期間及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは以下のとおりです。

単位：千円

| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 令和 22年度 (2040) |
| 居宅サービス | | | | | | | |
| 訪問介護 | 15,628 | 12,352 | 12,919 | 15,457 | 15,477 | 15,477 | 12,621 |
| 訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問看護 | 978 | 837 | 428 | 854 | 855 | 855 | 855 |
| 訪問リハビリテーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅療養管理指導 | 410 | 543 | 876 | 738 | 739 | 739 | 739 |
| 通所介護 | 53,561 | 32,651 | 19,628 | 23,014 | 23,043 | 23,043 | 21,063 |
| 通所リハビリテーション | 7,416 | 7,293 | 6,105 | 7,826 | 7,836 | 7,836 | 7,354 |
| 短期入所生活介護 | 513 | 49 | 4,609 | 4,469 | 4,474 | 4,474 | 4,474 |
| 短期入所療養介護（老健） | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 13,153 | 10,191 | 8,054 | 8,134 | 8,253 | 7,878 | 7,225 |
| 特定福祉用具購入費 | 594 | 209 | 0 | 336 | 336 | 336 | 336 |
| 住宅改修費 | 80 | 0 | 0 | 994 | 994 | 994 | 994 |
| 特定施設入居者生活介護 | 6,262 | 39,991 | 45,810 | 49,490 | 49,552 | 47,695 | 45,903 |
| 地域密着型サービス | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 | 0 | 642 | 2,034 | 1,878 | 1,881 | 1,881 | 1,881 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 47,857 | 47,037 | 35,897 | 45,845 | 45,903 | 44,443 | 41,458 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 35,588 | 42,337 | 44,186 | 43,445 | 43,500 | 43,500 | 43,500 |
| 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 | 82,788 | 81,059 | 91,201 | 89,941 | 90,055 | 90,055 | 90,055 |
| 看護小規模多機能型居宅 介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設サービス | | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 35,229 | 27,417 | 28,573 | 30,202 | 30,240 | 30,240 | 26,693 |
| 介護老人保健施設 | 20,258 | 13,430 | 10,467 | 14,602 | 14,620 | 14,620 | 14,620 |
| 介護医療院 | 10,407 | 10,202 | 9,066 | 10,472 | 10,486 | 10,486 | 10,486 |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 360 | 0 | | | | |
| 居宅介護支援 | 12,028 | 8,931 | 8,520 | 9,153 | 9,298 | 9,298 | 8,100 |
| 合 計 | 342,834 | 335,534 | 328,372 | 356,850 | 357,542 | 353,850 | 338,357 |

※令和5年度の実績値は見込み 端数処理により合計が合わない場合があります。

②予防給付事業費

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは以下のとおりです。

単位：千円

| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 令和 22年度 (2040) |
| 居宅サービス | | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 4,304 | 4,229 | 7,631 | 6,846 | 6,855 | 6,599 | 6,599 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 0 | 0 | 447 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 (老健) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 1,798 | 1,754 | 1,352 | 1,814 | 1,814 | 1,623 | 1,515 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 157 | 151 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防住宅改修 | 275 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 0 | 851 | 1,354 | 1,126 | 1,128 | 1,128 | 1,128 |
| 地域密着型サービス | | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 441 | 1,452 | 2,359 | 592 | 593 | 593 | 593 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 89 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援 | 1,325 | 1,174 | 1,434 | 1,387 | 1,389 | 1,389 | 1,221 |
| 合 計 | 8,299 | 9,870 | 14,578 | 11,765 | 11,779 | 11,332 | 11,056 |

※令和5年度の実績値は見込み 端数処理により合計が合わない場合があります。

③総給付費

単位：千円

| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 令和 22年度 (2040) |
| 介護給付事業費 | 342,834 | 335,534 | 328,372 | 356,850 | 357,542 | 353,850 | 338,357 |
| 予防給付事業費 | 8,299 | 9,870 | 14,578 | 11,765 | 11,779 | 11,332 | 11,056 |
| 総給付費 | 351,133 | 345,404 | 342,950 | 368,615 | 369,321 | 365,182 | 349,413 |

※令和5年度の実績値は見込み 端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 介護保険料の算定

(1) 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

単位：千円

| | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 第9期 合計 | 令和 22年度 (2040) |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------|----------------------|
| | 総給付費 | 368,615 | 369,321 | | 365,182 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 24,076 | 24,107 | 24,107 | 72,289 | 23,741 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 11,640 | 11,869 | 11,337 | 34,846 | 10,575 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 917 | 934 | 892 | 2,742 | 846 |
| 算定対象審査支払手数料 | 267 | 272 | 259 | 798 | 246 |
| 標準給付費見込額 | 405,515 | 406,502 | 401,777 | 1,213,794 | 384,821 |

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

第9期計画期間及び令和22年度における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

単位：千円

| | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 第9期 合計 | 令和 22年度 (2040) |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------|----------------------|
| | 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 9,586 | 9,668 | | 9,241 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 14,961 | 15,234 | 14,551 | 44,747 | 13,800 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | 10,137 | 10,322 | 9,859 | 30,317 | 9,350 |
| 地域支援事業費見込額 | 34,684 | 35,224 | 33,651 | 103,559 | 31,843 |

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(3) 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮し、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

単位：千円

| | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 第9期 合計 | 令和 22年度 (2040) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------|----------------------|
| ①標準給付費見込額 | 405,515 | 406,502 | 401,777 | 1,213,794 | 384,821 |
| ②地域支援事業費見込額 | 34,684 | 35,224 | 33,651 | 103,559 | 31,843 |
| ③事業費合計(①+②) | 440,199 | 441,726 | 435,428 | 1,317,354 | 416,664 |
| ④第1号被保険者負担割合 | 23.0% | 23.0% | 23.0% | 23.0% | 26.0% |
| ⑤第1号被保険者負担相当額 (③×④) | 101,246 | 101,597 | 100,148 | 302,991 | 108,333 |
| ⑥調整交付金相当額 | 20,755 | 20,808 | 20,551 | 62,114 | 19,676 |
| ⑦調整交付金見込額 | 14,404 | 13,442 | 12,454 | 40,300 | 11,884 |
| ⑧準備基金取崩額 | | | | 37,630 | 0 |
| ⑨財政安定化基金拠出金見込額 | | | | 0 | 0 |
| ⑩保険者機能強化推進交付金等 交付見込額 | | | | 2,477 | 0 |
| 保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑦-⑧+⑨-⑩) | | | | 284,699 | 116,124 |

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(4) 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

単位：人

| | 所得段階別第1号被保険者数 | | | | | 基準額に対する割合 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|-------|--------------|-----------|
| | 令和6年度(2024) | 令和7年度(2025) | 令和8年度(2026) | 第9期合計 | 令和22年度(2040) | |
| 第1段階 | 326 | 324 | 321 | 971 | 273 | 0.455 |
| 第2段階 | 101 | 101 | 100 | 302 | 84 | 0.685 |
| 第3段階 | 60 | 59 | 59 | 178 | 50 | 0.690 |
| 第4段階 | 244 | 243 | 241 | 728 | 203 | 0.900 |
| 第5段階 | 140 | 139 | 138 | 417 | 116 | 1.000 |
| 第6段階 | 173 | 172 | 170 | 515 | 144 | 1.200 |
| 第7段階 | 182 | 181 | 179 | 542 | 151 | 1.300 |
| 第8段階 | 81 | 80 | 79 | 240 | 67 | 1.500 |
| 第9段階 | 55 | 54 | 54 | 163 | 45 | 1.700 |
| 第10段階 | 27 | 27 | 26 | 80 | 22 | 1.900 |
| 第11段階 | 21 | 21 | 21 | 63 | 17 | 2.100 |
| 第12段階 | 13 | 13 | 13 | 39 | 11 | 2.300 |
| 第13段階 | 41 | 40 | 40 | 121 | 34 | 2.400 |
| 第1号被保険者数 | 1,464 | 1,454 | 1,441 | 4,359 | 1,217 | |
| 補正後第1号被保険者数 | 1,501 | 1,490 | 1,477 | 4,468 | 1,245 | |

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

(5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料（月額）の基準額は5,900円となります。

| | 令和6～8年度[第9期] (2024～2026) | 令和22年度 (2040) |
|--------------------------|-----------------------------|------------------|
| ①保険料必要収納額 | 284,699 千円 | 116,124 千円 |
| ②予定保険料収納率 | 90.0 % | 90.0 % |
| ③補正後第1号被保険者数 | 4,468 人 | 1,245 人 |
| 保険料基準額（月額） (①÷②÷③÷12) | 5,900 円 | 8,633 円 |

(6) 所得段階別保険料

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

| 保険料段階 | 対象者の要件 | 基準額に対する割合 | 介護保険料 | |
|----------------|--|------------------|----------------------|--------------------|
| | | | 年額 | 月額 |
| 第1段階 | ○生活保護受給者 ○住民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金受給者 ○住民税が世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人 | 0.455 (0.285) | 32,200円 (20,100円) | 2,685円 (1,682円) |
| 第2段階 | ○住民税が世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 0.685 (0.485) | 48,400円 (34,300円) | 4,042円 (2,862円) |
| 第3段階 | ○住民税が世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人 | 0.690 (0.685) | 48,800円 (48,400円) | 4,071円 (4,042円) |
| 第4段階 | ○世帯に住民税課税者があり、本人が住民税非課税かつ合計所得額＋課税年金収入が80万円以下の人 | 0.900 | 63,700円 | 5,310円 |
| 第5段階 (基準段階) | ○世帯に住民税課税者があり、本人が住民税非課税かつ合計所得額＋課税年金収入が80万円を超える人 | 1.000 | 70,800円 | 5,900円 |
| 第6段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額が120万円未満の人） | 1.200 | 84,900円 | 7,080円 |
| 第7段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満の人） | 1.300 | 92,000円 | 7,670円 |
| 第8段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満の人） | 1.500 | 106,200円 | 8,850円 |
| 第9段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額320万円以上420万円未満の人） | 1.700 | 120,300円 | 10,030円 |
| 第10段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額420万円以上520万円未満の人） | 1.900 | 134,500円 | 11,210円 |
| 第11段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額520万円以上620万円未満の人） | 2.100 | 148,600円 | 12,390円 |
| 第12段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額620万円以上720万円未満の人） | 2.300 | 162,800円 | 13,570円 |
| 第13段階 | ○本人が住民税課税者（合計所得金額が720万円以上の人） | 2.400 | 169,900円 | 14,160円 |

※カッコ内は、公費による保険料負担軽減後の値。

第7章 計画の推進に向けて

1. 保健・医療・福祉の連携体制の構築

高齢者の健康的な生活の持続のために、必要な人が必要なサービスを受けられるよう保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取組が必要です。

今後、さらに高齢者福祉を促進するために、地域ケア会議や関係者連絡会を開催していきます。また、福祉を担う人材の不足が続いていることから、町民のボランティア活動の促進に努めます。

2. 行政等の体制

(1) 推進体制

この計画における高齢者保健福祉施策の推進については、庁内関係部署が連携をとり、効果的で効率的な施策の実施に努めます。また、介護保険事業や地域支援事業は地域包括支援センターを中心に行政機関や関連する各機関の連携・支援により地域で生活する高齢者やその家族のニーズに応えられるサービスの提供に努めます。

(2) 計画の点検

この計画は、計画期間の最終年度である令和8年度に改定を行うこととなりますが、改定作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していくことが必要です。特に、介護保険サービスについては、保険料水準に対応したサービスの利用量や供給量だけでなく、利用者が満足するサービスが提供されているかなどを含めた総合的な点検を行います。

高齢者保健福祉計画については、各施策の実施・運営等について点検を行い、計画の適正な推進に努めます。

3. 計画の普及・啓発

介護保険の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨や仕組みを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

将来的に、高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきした生活を続けられるよう、介護保険サービス（介護・予防）のほかに、高齢者の自立した生活を支える福祉サービスや、生活習慣病等を予防し高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り、事業の普及・啓発に努めます。

4. 介護保険事業の円滑な推進

明るく活力のある超高齢社会の構築に向け、介護保険事業を適正かつ安定的に運営し、持続可能な制度とするためには、介護保険制度が利用者本位の制度であることを念頭に、保険者として介護サービスの質的向上とともに、健全な保険財政運営を図り、町の介護保険をより良い保険制度に高めていく必要があります。

(1) 要介護認定業務に関する公正、独立性、中立性の堅持

本町の新規認定申請に係る認定調査は、町職員の実施により公正かつ中立性を確保した認定調査業務の推進に努めます。また、新規申請以外の委託による認定調査の実施にあたっては、定期的に調査員への研修を実施し、必要な知識や技術の習得と質的向上を図り、適切な認定業務を実施します。

(2) 苦情・相談に対する対応

介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスの提供を受けるためには、良質のケアプラン作成が重要です。

このため、地域包括支援センターの機能を活かした包括的・継続的マネジメントを強化するとともに、地域包括ケアの確立に向けてケアマネジャーの資質と専門性の向上に努め、併せてケアマネジメントの独立性と中立性の確保を図ります。

①包括的・継続的マネジメントの強化

- 主治医との連携強化の推進
- 在宅サービス事業者間や、在宅と施設間との連携強化
- 支援困難事例等のケアマネジャー支援の強化

②ケアマネジャーの資質と専門性の向上

③ケアマネジメントの独立性・中立性の推進

(3) 介護保険サービスの質の向上と利用者の支援

介護保険の居宅サービスを利用するときは、本人の身体的状況や家庭環境などを考慮し、居宅で自立した生活を営むことができるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、このケアプランに基づいてサービスを利用する仕組みになっています。

ケアプランが本人の意向に沿ったものとなっているか、身体やその他の状況に適したものになっているか、などの確認を行いサービスの適正な利用を推進します。

利用者に対しては、自分の心身の状況や生活実態等に応じた適切なサービスを選択できるよう、介護保険制度やサービス事業者等に関する情報提供を進めます。

一方、事業者が行う利用者への情報提供の重要性から、介護サービス情報の公表や計画的な第三者評価の実施と評価結果の公開を促します。

- 介護保険利用者ガイドの作成配布
- サービス事業者の介護サービス情報の公表と第三者評価の促進

(4) 保険者機能の充実強化

明るく活力のある超高齢社会の構築に向け、介護保険事業を適正かつ安定的に運営し、持続可能な制度とするためにも、北海道国民健康保険団体連合会の給付費適正化システムを活用した介護給付費の適正化事業を今後も継続して実施します。

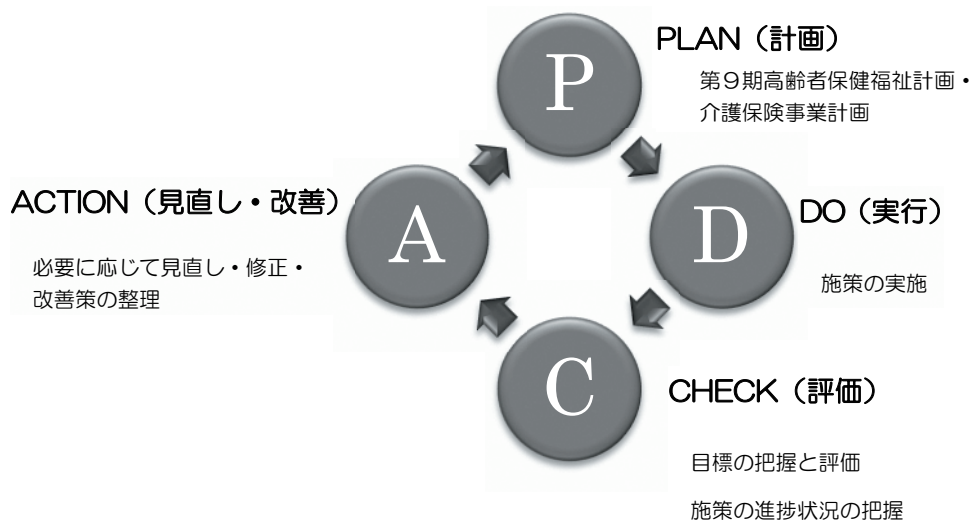
地域密着型サービスに関しては、保険者に指定基準の策定や事業者の指定・指導監督権限が付与されたことから、地域において質の高いサービスの確保が図られるよう適切に運営指導と監督を行います。

- 介護給付費適正化事業の推進
- 地域密着型サービスの指定及び適切な運営に関する指導監督の推進

5. 計画の推進管理

この計画は、令和8年度を目標年度としていますが、計画に盛り込んだ施策・事業の進捗状況とその成果を点検するほか、保険者機能強化推進交付金等の指標を活用した PDCA サイクルにより、適切な進行管理を行い、その結果を計画期間中に実施する施策・事業に反映させます。

■PDCA サイクルのプロセス



資料編

羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画並びに、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく介護保険事業計画の策定に当たって、広く住民各層の意見を計画に反映させるため、羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、10名以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定に係る意見の聴取が終了したときまでとする。

（役員）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

（報酬及び費用の弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第2号）の定めるところによる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日訓令第1号）

この要綱は、平成23年11月28日から施行する。

羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：令和5年3月20日 ～ 令和6年3月31日

| No. | 団体・機関名等 | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------------------------------|------|-------|------|
| 1 | 認知症対応型共同生活介護 グループホーム 羅臼しおさい | 管理者 | 鹿又洋平 | |
| 2 | 知床らうす国民健康保険診療所 | 看護師長 | 小倉美由希 | |
| 3 | 介護サービス利用者又はその家族・ 介護経験者 | | 菊田祥子 | |
| 4 | 羅臼町民生委員協議会 | 会長 | 山下公幸 | 委員長 |
| 5 | 羅臼町社会福祉協議会 | 事務局長 | 石田順一 | 副委員長 |
| 6 | 羅臼更生保護女性会 | 監査 | 高橋政子 | |

※敬称略

策定経過

| 年月日 | 会議名等 | 内容 |
|--------------------------|---|---|
| 令和4年11月9日 ～令和4年11月23日 | アンケート調査 | ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ○在宅介護実態調査 |
| 令和5年3月20日 | 第9期「羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 第1回 計画策定委員会 | ○計画策定についての概要と基本事項の確認について ○第9期計画に関するアンケート調査結果報告について |
| 令和6年2月9日 | 第9期「羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 第2回 計画策定委員会 | ○第9期羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案の審議 |
| 令和6年3月11日 | 第9期「羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 第3回 計画策定委員会 | ○第9期羅臼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案の確定 |



第9期
羅臼町高齢者保健福祉計画・
羅臼町介護保険事業計画
〔令和6年度～令和8年度〕

発行 令和6年3月
企画・編集 羅臼町保健福祉課

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
TEL 0153-87-2161
<https://www.rausu-town.jp/>